

| | | | | |
|--|------------------------------|--|------------------|---|
| 整理番号 | 527 | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年4月13日 から 令和7年4月13日 まで | 活動の概要* | | |
| 場所 | 上市町丸山総合公園 | (内容) アルプス少年野球リーグ2025開幕式に出席 地元県議としてあいさつ 参加地域を広げて参加チームを増やし、体制維持とプレーの質の維持を両立させておられ、その意欲に敬意を表する。益々の発展を祈る。 | (備考)自宅→丸山総合公園→自宅 | |
| 経費の内容* | | 金額* | 経費の内容* | 金額* |
| 鉄道・バス | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × 7 km = | 126 | | |
| 有料道 | | | | |
| 駐車場 | | | 計 | 126 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 5 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和7年3月吉日

富山県議会議員
山崎 宗良 殿

アルプス少年野球連盟
会長 大門 良輔

アルプス少年野球リーグ 2025 開幕式のご案内

拝啓 早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当連盟に対し、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

皆様方のご支援のもと、アルプス少年野球リーグも25回目のシーズンを迎えることになりました。

つきましては、下記の通り、アルプス少年野球リーグ 2025 の開幕式・開幕戦を執り行いますので、お忙しい中とは存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年4月13日(日) 午前8時30分から
- 2 場 所 上市町丸山総合公園 体育館

※別紙にて出欠のお返事をお願いいたします。

| | | | | | |
|--|-----------------|--|-------------|---|-----|
| 整理番号 | 528 | 使途項目* | 04_要請陳情等活動費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | |
| 活動期間 | 令和7年5月7日 | から | 活動の概要* | (備考)自宅→ANAホテル →自宅 | |
| | 令和7年5月7日 | まで | | | |
| 場所 | ANAクラウンプラザホテル富山 | (内容) 富山県北陸新幹線対策連絡協議会 北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会に出席 米原ルートが議論されているが、日本海側に新幹線を建設することは地域発展と共に、国の安全保障にもつながる。様々な角度から検証していく必要がある。 | | | |
| 経費の内容* | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × km = | 0 | | | |
| リース車 | @18 × 26 km = | 468 | | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | 計 | | 468 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

陽春の候 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃、北陸新幹線の建設促進や関連する諸課題の解決につきまして、格別のご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

お陰をもちまして、北陸新幹線 長野・金沢間は、本年三月十四日で開業十周年を迎えました。また、敦賀・新大阪間につきましては、国において、財源確保に向けた議論が始まり、さらに、京都府内で説明会を開催するなど、沿線地域の懸念や不安の払拭に向けて動き出しております。

これもひとえに皆様方のお力添えによるものと、心から感謝申しあげます。

今後、本協議会としましては、北陸新幹線の日も早い全線開業の実現を強力に訴えるなど、皆様方と力を合わせて建設促進のための運動を粘り強く推進してまいりたいと考えております。

つきましては、左記のとおり、富山県北陸新幹線対策連絡協議会・北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会を開催し、建設促進等への県民の熱意を県内外に強く訴えることといたしたいと存じますので、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

記

富山県北陸新幹線対策連絡協議会
北陸新幹線建設促進富山県民協議会

合同決起大会

一日 時 令和七年五月七日(水) 午後三時三十分から

二場 所 富山市大手町二―三

ANAクラウンプラザホテル富山 三階「鳳」

電話 〇七六一四九五―一一七〇

令和七年四月

富山県北陸新幹線対策連絡協議会

会長 富山県知事 新 田 八 朗

お手数ですが、ご出欠を四月十八日(金)まで、同封の葉書によりご回報願います。

| | | | | | |
|--|-------------|---------|--|---|-----|
| 整理番号 | 530 | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | |
| 活動期間 | 令和7年5月27日 | から | 活動の概要* | (備考)自宅→富山市水橋 ふるさと会館→自宅 | |
| | 令和7年5月27日 | まで | | | |
| 場所 | 富山市水橋ふるさと会館 | | (内容)水橋地区国営土地改良事業促進協議会・国営水橋地区農地整備期成同盟会 令和7年度通常総会に出席 上市町内においても新たに測量設計が行われるなど、着々と進んでいる。米価高騰による増産など、整備後の活用がより期待される。 | | |
| 経費の内容* | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 15 km = | 270 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | 計 | | 270 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 6 月 9 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和7年4月吉日

富山県議会議員
山崎 宗良 様

水橋地区国営土地改良事業促進協議会

会長 藤井 裕久

水橋地区国営土地改良事業促進協議会
令和7年度 通常総会開催について

暮春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、次のとおり令和7年度通常総会を開催いたしますので、ご多用中とは存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、お手数ですが、ご出席の有無を5月2日（金）までに、同封の出欠確認表でお知らせください。

記

- 1 日 時 令和7年5月27日（火）午前9時30分から
- 2 場 所 富山市水橋ふるさと会館 相山ホール
- 3 議 事
 - ・令和6年度事業報告及び令和6年度収支決算について
 - ・令和7年度事業計画（案）について
 - ・令和7年度収支予算（案）について
 - ・任期満了に伴う役員の選任について

【事務局】

富山市農林水産部
国営農地再編整備推進室
亀谷・高野

Tel : 076-443-2267

Fax : 076-443-2185

令和7年4月吉日

(国営水橋地区農地整備期成同盟会顧問)

富山県議会議員

山崎 宗良 様

国営水橋地区農地整備期成同盟会

会長 村上 一巳

国営水橋地区農地整備期成同盟会
令和7年度 通常総会の開催について

暮春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、次のとおり令和7年度通常総会を開催いたしますので、ご多用中とは存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、お手数ですが、ご出席の有無を5月2日(金)までに、同封の出欠確認表でお知らせください。

記

- 1 日 時 令和7年5月27日(火) 午前10時30分から
- 2 場 所 富山市水橋ふるさと会館 相山ホール
- 3 議 事
 - ・令和6年度事業報告及び令和6年度収支決算について
 - ・令和7年度事業計画(案)について
 - ・令和7年度収支予算(案)について
 - ・役員を選任について

国営水橋地区農地整備期成同盟会

問合せ先：富山市農林水産部

国営農地再編整備推進室

亀谷・高野

Tel：076-443-2267

Fax：076-443-2185

| | | | | | | |
|--|-----------|--------|--|-------------------|---|-----|
| 整理番号 | 531 | | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | |
| 活動期間 | 令和7年5月28日 | から | 活動の概要* | | | |
| | 令和7年5月28日 | まで | | | | |
| 場所 | 上市町丸山総合公園 | | (内容) 令和7年度上市町児童交流陸上競技記録会に出席 地域クラブなどで活躍している児童と、そうでない児童との体力の格差が一目で見て取れるほど明確になっている。学校においても過程においても、子供の遊びの質と量に気を配る必要がある。 | (備考) 自宅→丸山総合公園→自宅 | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | | |
| リース車 | @18 × | 7 km = | 126 | | | |
| 有料道 | | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | | 126 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和7年5月吉日

富山県議会
議員 山崎 宗良 様

上市町小学校長会
会長 高橋 真理子

令和7年度上市町児童交流陸上競技記録会のご招待

新緑の候 貴台にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日ごろより、上市町小学校の教育に対し、深いご理解と温かいご支援を賜り厚くお礼を申しあげます。

さて、令和7年度上市町児童交流陸上競技記録会を下記のように開催いたします。これは、町民体育祭の一環として行うものです。

ご多用の折とは存じますが、ご臨席の栄を賜りたく、ここにご招待申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年5月28日(水) 9:00～12:00
雨天の場合は30日(金)に延期します。
(雨天延期の場合は、午前8時ごろまでにご連絡いたします。)
- 2 場 所 上市町丸山総合公園多目的広場(野球場横)



| | | | | | | |
|--|-------------|---------|--|---|--|-----|
| 整理番号 | 532 | | 使途項目* | 01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | | |
| 活動期間 | 令和7年5月29日 | から | 活動の概要* | (備考)自宅→グランミラージュ→自宅 | | |
| | 令和7年5月29日 | まで | | | | |
| 場所 | ホテルグランミラージュ | | (内容) 令和7年度北陸職業能力開発 大学校新川地区振興会 第45回定期総 会に出席 能開大においても志願 者が減少し、また地元企業への就職者 数も減少している。能開大の実践的かつ 探求的な学習内容が、問題解決能力 や創造的な取り組み・意欲などにつな がっていることを知らしめる必要がある。 | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | | |
| リース車 | @18 × | 37 km = | 666 | | | |
| 有料道 | | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | | 666 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和7年4月15日

富山県議会議員
山崎 宗良 様

北陸職業能力開発大学校
新川地区振興会
会長 川端 康夫

令和7年度北陸職業能力開発大学校新川地区振興会
第45回定期総会開催のご案内

拝啓 陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当振興会に対しまして、格別のご高配ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記のとおり第45回定期総会および懇親会を開催いたしますので、ご多用なところ誠に恐縮ではございますが、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

なお、今年度より懇親会出席者につきましては、会費5,000円を頂戴することとなりました。懇親会にご出席頂いた場合は、総会終了後、懇親会会費の請求書を送付いたしますので、お振込みをお願いいたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和7年5月29日(木) 18:00~20:30
18:00~18:50 定期総会 (㊤)
19:00~20:30 懇親会 (㊤)

2. 場 所 ホテルグランミラージュ「天翔の間」
魚津市吉島1-1-20 Tel 0765-24-4412

以上

※出欠につきましては、別紙出欠票にて、5月9日(金)まで当会事務局あて FAX (0765-24-4770)にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

| | | | | | |
|--|----------|---------|--------|---|-----|
| 整理番号 | 599 | | 使途項目* | 01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | |
| 活動期間 | 令和7年6月1日 | から | 活動の概要* | (内容) 令和7年度「劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭」に出席 今年も山開き前に遭難者が出た。式典では昨年の遭難者の家族が新たに加わり玉串奉奠した。富山県山岳警備隊や林野庁の安全対策に感謝する。 (備考) 自宅→馬場島→自宅 | |
| | 令和7年6月1日 | まで | | | |
| 場所 | 上市町馬場島地内 | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 48 km = | 864 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 864 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

招 待 状

令和7年4月吉日

富山県議会議員 山崎 宗良 様

上市町観光協会
会長 井上 幸正

令和7年度『劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭』のご案内

陽春の候 貴職には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

早速ではございますが、恒例の『劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭』を下記の要領にて実施いたしますので、ご招待申し上げます。ご多用中とは存じますが、ご臨席の栄を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年6月1日（日） 10時30分～
- 2 場 所 上市町馬場島地内（劔岳鎮魂の社前）
- 3 内 容 劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭

追伸 玉串の奉奠・テープカットがございますので、よろしくお願いいたします。

『劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭』終了後、馬場島荘2階和室にて会食の席を設けたいと存じますので、併せてよろしくお願いいたします。

お手数ですが、事務の都合上、ご出欠およびバスご利用の有無を、上市町観光協会事務局へ、5月13日（火）までに連絡（別紙『令和7年度 劔岳山開き 出欠連絡』にてFAX可）くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日は、上市町役場正面より9時10分にバスが出発します。

| | |
|--------------------|--------------|
| 上市町観光協会 劔岳山開き事務局 | |
| （富山県中新川郡上市町若杉3番地3） | |
| TEL | 076-472-1515 |
| FAX | 076-472-1514 |

| | | | | | |
|--|-----------|---------|--------|---|---|
| 整理番号 | 535 | | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年6月13日 | から | 活動の概要* | (内容)「オイスカ富山県支部設立50周年記念行事」「第3回オイスカ中部日本の集い」に出席 中部日本の皆さんも富山に来ていただき、合わせて富山県支部50周年記念行事として開催された。飢饉支援に始まり現在では植林による環境教育活動に発展している。これまで歴史を作ったこられた先人に心から敬意を表す (備考)自宅→富山県民会館→自宅 | |
| | 令和7年6月13日 | まで | | | |
| 場所 | 富山県民会館 | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 26 km = | 468 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 468 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

2025年4月吉日

各位

公益財団法人オイスカ富山県支部
会長 久和 進
(公印省略)

「オイスカ富山県支部設立50周年記念行事」
「第3回オイスカ中部日本の集い」の開催について(ご案内)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の各種事業に格別のご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、今年はおイスカ富山県支部にとって設立50周年の節目の年となります。そこで毎年恒例の活動報告会に合わせて支部設立50周年記念行事を開催するとともに、「オイスカ中部日本の集い」を富山で開催させていただくこととなりました。

つきましては、下記のとおり開催いたしますので、公私共にご多用のこととは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 日時: 2025年6月13日(金) 16:00~19:40 (受付15:30~)

2. 場所: 富山県民会館 (富山市新総曲輪4番18号 Tel076-432-3111)

3. 内容: 第一部 16:00~17:55 3階 304号室

- ・永年会員表彰
- ・新規入会者紹介
- ・中部日本の集い (中部地区の各支部・推進協議会からの活動披露)
- ・富山県支部50年の振り返り
- ・特別講演 講師: 中野悦子 オイスカ理事長

第二部 懇親会 18:00~19:40 8階 バンケットホール

会費: 6,000円 (参加者のみ、当日第一部の受付でお支払いをお願いします)

■出欠のご連絡につきましては、同封の「返信はがき」にて 5月23日(金)までに
お願いいたします。

以上

【お問い合わせ先】

(公財) オイスカ富山県支部

担当: [REDACTED]

富山市下夕林280-3

Tel 076-468-7120 Fax 076-468-7128

E-mail: oisca_toyama@oisca.org



| | | | | | | |
|--|-----------|---------|---|--|--|-----|
| 整理番号 | 536 | | 使途項目* | 01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | | |
| 活動期間 | 令和7年6月21日 | から | 活動の概要* | (備考)自宅→富山県民会館→自宅 | | |
| | 令和7年6月21日 | まで | | | | |
| 場所 | 富山県民会館 | | (内容) 令和7年度 富山県南米協会定期総会及び海外移住家族会との合同昼食懇談会に出席 南米進出企業と移住された家族関係者、県の海外交流員として着任している南米出身の職員が集った。9月に開催される富山県人会世界大会は、南米協会に根っこがあることを知った。盛会に導かれるように祈念する。 | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | | |
| リース車 | @18 × | 26 km = | 468 | | | |
| 有料道 | | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | | 468 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和7年5月23日

富山県議会議員
山崎 宗良 様

富山県南米協会
会長 蔵堀 祐一

令和7年度 富山県南米協会定期総会及び海外移住家族会
との合同昼食懇談会への出席について

新緑の候 貴台には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から当協会の事業推進につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年度富山県南米協会定期総会及び姉妹組織である富山県海外移住家族会との合同昼食懇談会を下記のとおり開催いたしたく存じます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、万障繰り合わせの上、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

(同封のハガキに出欠を記載し、6月10日[火]までに返送願います。)

記

南米協会定期総会

(1)日時及び会場 令和7年6月21日(土)11:00～
富山県民会館4階401号会議室

(印)

(2)次第

- ①会長挨拶
- ②来賓祝辞(来賓紹介)
- ③議事
 - ア 令和6年度事業報告及び収支決算
 - イ 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)
 - ウ 役員の一部改選
 - エ その他

海外移住家族会との合同昼食懇談会

(1)日時及び会場 令和7年6月21日(土)12:00～
富山県民会館8階バンケットホール

(印)

なお、今年度は昼食懇談会後半において、9月に開催される「富山県人会世界大会」の概要について、国際課の本郷課長より、ご説明いただきます。

| | | | | | |
|--|-----------|--------|--------|---|---|
| 整理番号 | 587 | | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年6月28日 | から | 活動の概要* | (内容) 令和7年度 「地域づくり交流会」に出席 昨年まで「敬老会」の名称で開催されていたが、地域の世代間交流を活性化し地域力を高める趣旨で名称変更がなされた。和気あいあいかつ活気のある交流会だった。 | |
| | 令和7年6月28日 | まで | | | |
| 場所 | 南加積公民館 | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 8 km = | 144 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 144 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 8 月 4 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

令和 7年 5月吉日

県議会議員

山崎 宗良 様

南加積公民館
館長 室田 清孝

南加積地区社会福祉協議会
会長 中村 昌弘

令和 7年度「地域づくり交流会」の開催について(ご招待)

初夏の候、貴台に於かれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当公民館活動の振興のために、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、永年郷土にご尽力されましたご高齢者の方々をお招きし、令和7年度南加積校区「地域づくり交流会」を下記のとおり開催する運びとなりました。

つきましては、公私ともにご多用のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご臨席賜りますようご招待申し上げます。

記

1. 日 時 6月28日(土) 受付・開場 午前9:30 開演10:00
2. 場 所 南加積公民館 2階 和室

3. 内 容 10:00 開式・来賓あいさつ
 南加積保育園 園児遊戯
 海風 バンド演奏
 越中みゆき座公演
 万歳三唱 (校区代表区長)
 閉会の挨拶 (社会福祉協議会)

| | | | | | |
|--|-----------|---------|--------|---|---|
| 整理番号 | 538 | | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年6月30日 | から | 活動の概要* | (内容) 令和7年度 日中友好富山県地方議員連盟 理事会、総会に出席 国内世論は尖閣問題など嫌悪感があるが、政府間の関係性とは別に、民間レベルの交流は経済を通じたニュートラルな関係が成立しうるため、貴重と言える。様々な角度から大局的な対応が必要。 (備考) 自宅→富山県民会館→自宅 | |
| | 令和7年6月30日 | まで | | | |
| 場所 | 富山県民会館 | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 26 km = | 468 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | |
| | | | | 468 | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7年 8月 4日
 決裁 令和 7年 8月 8日
 処理 令和 7年 8月 8日

令和7年4月25日

日中友好富山県地方議員連盟
県議会議員役員 各位

日中友好富山県地方議員連盟
会長 宮本光明

令和7年度 日中友好富山県地方議員連盟 理事会の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当議員連盟の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当議員連盟の令和7年度理事会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださるようご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和7年6月30日（月）
午後2時30分 から 午後2時50分（予定） まで
- 2 場 所 富山県民会館 3階 301会議室
（富山市新総曲輪4番18号）
- 3 協議事項 (1) 令和6年度事業実績報告及び収支決算報告について
(2) 役員を選任（案）について
(3) 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
(4) 令和7年度総会の開催について
(5) その他

※1 出欠について、別添出欠連絡票により5月30日（金）までに控室職員へご連絡願います。

※2 理事会終了後、午後3時から同県民会館内で総会を開催します。

（事務担当）

富山県議会事務局調査課 加治

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3413（内線2254） FAX 076-444-3471

e-Mail XXXXXXXXXX

令和7年4月25日

日中友好富山県地方議員連盟会員 各位

日中友好富山県地方議員連盟
会長 宮本光明

令和7年度 日中友好富山県地方議員連盟 総会の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当議員連盟の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当議員連盟の令和7年度総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和7年6月30日(月)
総 会 午後3時00分 から 午後3時20分(予定) まで
記念講演 午後3時30分 から 午後4時30分(予定) まで
- 2 場 所 富山県民会館 8階 バンケットホール
(富山市新総曲輪4番18号)
- 3 協議事項 (1) 令和6年度事業実績報告及び収支決算報告について
(2) 役員を選任(案)について
(3) 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
(4) その他
- 4 記念講演 講 師 ブライトンヒューマン株式会社 パートナー
早稲田大学商学学術院WBS研究センター 研究員
田 中 信 彦 氏
演 題 中国人の思考回路 「スジ」の日本、「量」の中国

※出欠について、5月30日(金)までに控室職員へご連絡願います。

(事務担当)

富山県議会事務局調査課 加治

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3413 (内線2254) FAX 076-444-3471

e-Mail

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | |
|--|--------------|--|------------------------------|------------------------|--------|
| 整理番号 | 509 | 事業概要* | ポネクタ利用料 35 月分 写真撮影費 6 月議会 | | |
| 使途項目 | 03_広聴広報費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | |
| 内容 | | | | | |
| 上記 事業に 要した 経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 | | |
| | ポネクタ利用 3 月分 | 4,312 | / | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 | |
| | ポネクタ利用 4 月分 | 4,312 | / | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 | |
| | ポネクタ利用 5 月分 | 4,312 | / | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 | |
| | 写真撮影費 6 月議会分 | 12,000 | | | |
| | 《合計》* | 24,936 | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 2025/03/31 | ポネクタ | 3月分 | 本人* | 1回払い | 10,780 |
| 2025/04/30 | ポネクタ | 4月分 | 本人* | 1回払い | 10,780 |
| 2025/05/31 | ポネクタ | 5月分 | 本人* | 1回払い | 10,780 |

收受 令和7年7月20日
 決裁 令和7年8月8日
 処理 令和7年8月8日

領 収 書

令和7年6月18日

富山県議会議員 山崎 宗良 殿

¥12,000—

但し、県議会撮影料として

住所 富山市布尻874

氏名 小川 圭二



A (1).JPG



A (11).JPG



A (14).JPG



A (15).JPG



A (5).JPG



A (6).JPG



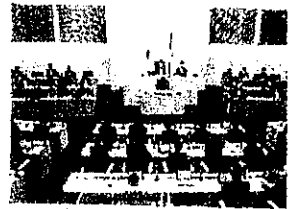
B (2).JPG



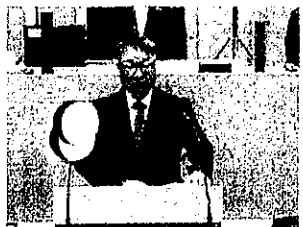
B (5).JPG



B (8).JPG



G (1).JPG



C (10).JPG



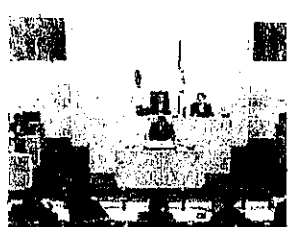
C (4).JPG



C (6).JPG



C (8).JPG



D (10).JPG



D (12).JPG



D (3).JPG



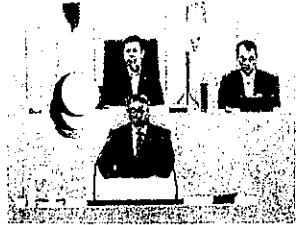
D (4).JPG



D (5).JPG



D (8).JPG



E (10).JPG



E (12).JPG



E (15).JPG



E (19).JPG



E (20).JPG



E (7).JPG



F (1).JPG



F (13).JPG



F (14).JPG



F (4).JPG



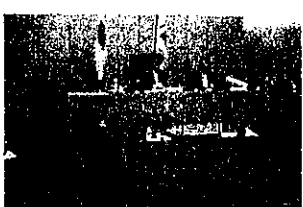
F (8).JPG



G (7).JPG



G (6).JPG



G (5).JPG



G (9).JPG

| | | | | | | |
|------------|--|----------------------|--------------------|-----------------------------|---|--|
| 整理番号 | 540 | 事業概要* | | | | |
| 使途項目* | 07_資料購入費 | 01_調査研究費 06_資料作成費 | 02_研修費 07_資料購入費 | 03_広聴広報費 08_事務所費 | 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費 | |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 | | | |
| | 日本農業新聞 4~6月分 | 9300 | 口座振替 | 3,100円×34月分 / 1/2, 1/2, 1/2 | | |
| | 富山新聞 4~6月分 | 11640 | 口座振替 | 3,880円×34月分 / 1/2, 1/2, 1/2 | | |
| | 日本経済新聞 電子版 3~5月分 | 12831 | クレジット | 4,277円×34月分 / 1/2, 1/2, 1/2 | | |
| | 公明新聞 4~6月分 | 6810 | | 2,270円×34月分 / 1/2, 1/2, 1/2 | | |
| | 読売新聞 4~6月分 | 11400 | | 3,800円×34月分 / 1/2, 1/2, 1/2 | | |
| | 《合計》* | 51981 | | | | |
| | 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 07-04-21 | 農業新聞 | *3,100 | 日本農業新聞 | | | |
| 07-05-21 | 農業新聞 | *3,100 | 日本農業新聞 | | | |
| 07-06-20 | 農業新聞 | *3,100 | 日本農業新聞 | | | |
| 07-05-02 | 口座振替 | *3,880 | HLCトヤマシツアツ | | | |
| 07-06-02 | 口座振替 | *3,880 | HLCトヤマシツアツ | | | |
| 07-07-02 | 口座振替 | *3,880 | HLCトヤマシツアツ | | | |
| 2025/03/01 | 日経ID決済 | 3月分 | 本人* | 1回払い | 4,277 | |
| 2025/04/01 | 日経ID決済 | 4月分 | 本人* | 1回払い | 4,277 | |
| 2025/05/01 | 日経ID決済 | 5月分 | 本人* | 1回払い | 4,277 | |

收受 令和 7 年 7 月 24 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

新聞購読料 領収証
山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2025年4月分(4/01~4/30) 領収日 月 日

領収金額 ¥2,270

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
登録番号:T8810830554034
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証
山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2025年5月分(5/01~5/31) 領収日 月 日

領収金額 ¥2,270

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
登録番号:T8810830554034
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証
山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2025年6月分(6/01~6/30) 領収日 月 日

領収金額 ¥2,270*

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
登録番号:T8810830554034
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. [REDACTED]





読売新聞 領収書

区域 033

会戸 0000

お問合せNo

登録番号 T6230001013897

お名前 **山崎 宗良 様**

正印41

7年 4月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|----|---------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,800 円 |

◇左記の通り領収しました

※は控減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 3,800円消費税 281円)

**読売センター上市**

所長 吉田 篤 弘
〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10
TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



読売新聞 領収書

区域 033

会戸 0000

お問合せNo

登録番号 T6230001013897

お名前 **山崎 宗良 様**

正印41

7年 5月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|----|---------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,800 円 |

◇左記の通り領収しました

※は控減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 3,800円消費税 281円)

**読売センター上市**

所長 吉田 篤 弘
〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10
TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



読売新聞 領収書

区域 033

会戸 0000

お問合せNo

登録番号 T6230001013897

お名前 **山崎 宗良 様**

正印41

7年 6月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|----|---------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,800 円 |

◇左記の通り領収しました

※は控減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 3,800円消費税 281円)

**読売センター上市**

所長 吉田 篤 弘
〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10
TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | |
|----------------|----------------|--|--|
| 整理番号 | 541 | 事業概要* | |
| 使途項目 | 09_事務費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | |
| 内容 | | | |
| 上記 事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 |
| | タブレット・携帯利用 2月分 | 6,832 | / 13,665 × 0.5 = 6,832 円 |
| | タブレット・携帯利用 3月分 | 6,209 | / 12,419 × 0.5 = 6,209 円 |
| | タブレット・携帯利用 4月分 | 6,103 | / 12,206 × 0.5 = 6,103 円 |
| | 自動車リース料 46月分 | 98,010 | 65,340 × 3ヶ月 × 0.5 = 98,010 円 <i>48 5/27</i> |
| | 電話・FAX 12月分 | 2,643 | / 5,286 × 0.5 = 2,643 円 |
| | 電話・FAX 34月分 | 2,643 | / 5,286 × 0.5 = 2,643 円 |
| | コピー用上質紙 | 257 | / 515 × 0.5 = 257 円 |
| | 名刺印刷費 | 8,800 | / 22,000 × 0.4 = 8,800 円 |
| | 事務用品(シール) | 4,400 | / 8,800 × 0.5 = 4,400 円 |
| | 《合計》* | 135,897 | |

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

| | | | | |
|------------|---------------|-----|------|--------|
| 2025/03/05 | ソフトバンクM(02ガツ) | 本人* | 1回払い | 21,475 |
| 2025/04/05 | ソフトバンクM(03ガツ) | 本人* | 1回払い | 12,419 |
| 2025/05/05 | ソフトバンクM(04ガツ) | 本人* | 1回払い | 12,206 |



豊田店
富山県富山市豊田町1-25-3
TEL 076-432-1353

2025年5月24日(土)No0

15 OA用品 ¥468外
小計 ¥468
10%外税対象 ¥468
10%外税 ¥47
現金 言十 ¥515
(うち消費税 ¥47)

| | | |
|------------|-------------------|---------|
| 2025/04/28 | カ) オリエントコーポ レーション | -65,340 |
| 2025/05/27 | カ) オリエントコーポ レーション | -65,340 |
| 2025/06/27 | カ) オリエントコーポ レーション | -65,340 |

收受 令和7年8月4日

漢字 令和7年8月8日

宛理 令和7年8月8日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 3月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年2月分(2025年1月21日~2025年2月20日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額(円) | 税区分 |
|----------------|---|---------|-----|
| | * * ご契約期間 / [] * * | | |
| | 基本料 タブレット基本料 [1月21日~2月20日] | 3,200 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 通信料 4G/LTE/iPad通信@0円 23059149Pkt (通信量合計 23059149Pkt [2.75GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 データシェアプラス | 500 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 300 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services | 650 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 3,153 | |
| | * * ご契約期間 [] * * | | |
| | 基本料 基本プラン (音声) [1月21日~2月20日] | 980 | 10% |
| | 通信料 基本プラン (音声) | 10,020 | 10% |
| | 割引 家族割引 (1,300円 × 100%) | -1,300 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -8,240 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -3 | 10% |
| | 定額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 5,600 | 10% |
| | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,100 | 10% |
| | 通信料 Sメール (MMS) @0円 5110Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 34140988Pkt (通信量合計 34140988Pkt [4.08GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) | 3 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 15 | 10% |
| | 利用料 スマホ設定サポート データ移行 | △ 3,600 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 手数料 機種変更手数料 | △ 3,500 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 13,878 | |
| | * * ご契約電話番号 [] * * | | |
| | 月額料 あんしん保証パックプラス [2月17日~2月20日] | 83 | 10% |
| | 計 | 83 | |
| | * * ご契約電話番号 [] * * | | |
| | 月額料 あんしん保証パックプラス | 650 | 10% |
| | 端末代 分割支払金/賦払金 | 1,935 | 対象外 |
| | 計 | 2,585 | |
| | 小計 | 19,699 | |
| | 課税対象額 計 | 17,764 | |
| | 課税対象10% | 17,764 | |
| | 消費税等 計 | 1,776 | |
| | 消費税等10% | 1,776 | |
| | 課税対象外 計 | 1,935 | |
| | ご請求金額 | 21,475 | |
| | $21475 - (3600 + 3500) \times 1.1 = 13,665 \text{円}$ | | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 4月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年3月分(2025年2月21日~2025年3月20日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額(円) | 税区分 |
|----------------|---|---------|-----|
| | * * ご契約期間 * * 基本料 タブレット基本料 [2月21日~ 3月20日] | 3,200 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 通信料 4GLTE iPad通信@0円 3090221Pkt (通信量合計 3090221Pkt [0.37GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 データシェアプラス | 500 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 300 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services | 650 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 3,153 | |
| | * * ご契約期間 * * 基本料 基本プラン (音声) [2月21日~ 3月20日] | 980 | 10% |
| | 通話料 基本プラン (音声) | 7,180 | 10% |
| | 割引 家族割引 (680円 × 100%) | -680 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -6,340 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -15 | 10% |
| | 定額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 5,600 | 10% |
| | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,100 | 10% |
| | 通信料 S!メール (MMS) @0円 1143Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 41420526Pkt (通信量合計 41421669Pkt [4.94GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) | 15 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 9 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 6,452 | |
| | * * ご契約電話番号 * * 月額料 あんしん保証パックプラス | 650 | 10% |
| | 端末代 分割支払金/賦払金 | 680 | 対象外 |
| | 計 | 1,330 | |
| | * * ご契約電話番号 * * 月額料 あんしん保証パックプラス [2月21日~ 3月10日] | 417 | 10% |
| | 計 | 417 | |
| | 小計 | 11,352 | |
| | 課税対象額 計 | 10,672 | |
| | 課税対象10% | 10,672 | |
| | 消費税等 計 | 1,067 | |
| | 消費税等10% | 1,067 | |
| | 課税対象外 計 | 680 | |
| | ご請求金額 | 12,419 | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 5月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年4月分(2025年3月21日~2025年4月20日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額(円) | 税区分 |
|----------------|---|---------|-----|
| | * * ご契約期間 [3月21日 ~ 4月20日] * * | | |
| | 基本料 タブレット基本料 [3月21日 ~ 4月20日] | 3,200 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 通信料 4G/LTE/iPad通信@0円 6321098Pkt (通信量合計 6321098Pkt [0.76GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 データシェアプラス | 500 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 300 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services | 650 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 3,153 | |
| | * * ご契約期間 [3月21日 ~ 4月20日] * * | | |
| | 基本料 基本プラン (音声) [3月21日 ~ 4月20日] | 980 | 10% |
| | 通信料 基本プラン (音声) | 8,100 | 10% |
| | 割引 家族割引 (980円 × 100%) | -980 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -6,760 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -9 | 10% |
| | 定額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 5,600 | 10% |
| | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,100 | 10% |
| | 通信料 Sメール (MMS) @0円 1619Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 45931172Pkt (通信量合計 45932791Pkt [5.48GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) | 9 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 33 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 6,676 | |
| | * * ご契約電話番号 [〇〇〇〇〇〇〇〇] * * | | |
| | 月額料 あんしん保証パックプラス | 650 | 10% |
| | 郵便代 分割支払金/賦払金 | 680 | 対象外 |
| | 計 | 1,330 | |
| | 小計 | 11,159 | |
| | 課税対象額 計 | 10,479 | |
| | 課税対象10% | 10,479 | |
| | 消費税等 計 | 1,047 | |
| | 消費税等10% | 1,047 | |
| | 課税対象外 計 | 680 | |
| | 請求金額 | 12,206 | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

| | | |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | 振替日 (TRANSFER DAY) |
| 076-473-1175 | 2025年 2月ご請求分 | 2025年 3月 5日(水) |
| 振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 5,286円 | |

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。
 ※「口座番号」等の表示の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客様は、表紙のお問い合わせ先へご連絡ください。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あくまで日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1通あたり費用(振替単位)が公表されています。

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問い合わせは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料) ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料) ※フレッズ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料) ※弊社が請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

「NTTファイナンス」や「NTT」をかたった不審な電話・SMSにご注意ください

気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センターまたは最寄りの営業所へご相談ください。

NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
 ゼロ ハチ ゼロ ゼロ から始まるフリーダイヤル(通話料無料)です。
 受付時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)



NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 076-473-1175

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 山崎むねよし後援会 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2025年 4月21日発行)

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 2025年 2月ご請求分 | (2025年 3月 5日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 5,286円 |
| 金融機関名 BANK/POST OFFICE | ***** |
| 口座番号 ACCOUNT | ***** |

印紙税申告納付につき芝
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



4401005011

| 内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY | 金額(円) AMOUNT (YEN) | 内訳金額(円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区 TA |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------|--|----------|
| ◆076-473-1175 ◇N.T.T.西日本ご利用分 | 2,643 | 2,400 | 1月分 回線使用料(基本料)(事務用) 12月 6日~ 1月 5日 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計) 1通見分のご請求となります。 (小計) 合算表示の料金合計×10% | 合 算 |
| ◇N.T.T.西日本分(小計) | 2,643 | 2,643 | (小計) | |
| ◇N.T.T.西日本ご利用分 | 2,643 | 2,400 | 2月分 回線使用料(基本料)(事務用) 1月 6日~ 2月 5日 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計) 1通見分のご請求となります。 (小計) 合算表示の料金合計×10% | 合 算 |
| ◇N.T.T.西日本分(小計) | 2,643 | 2,643 | (小計) | |
| ◇合計 | 5,286 | 5,286 | 合計 2か月分のご請求額です。 | |

領 収 証

富山県議会議員

山崎 宗 良 様 No.

¥ 2,643

| | | | |
|----------|---------|------|----|
| 内 訳 | 現金 | 小切手 | 手形 |
| 消費税(10%) | 消費税(8%) | 内税額計 | |

共同事務責権分(電話1月、2月分)

令和7年 4月 28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

富山県中新川郡上市町正印70本
 山崎むねよし後援会



If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2025年 6月20日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
076-473-1175

2025年 4月ご請求分
2025年 5月 7日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 5,286円
金融機関名 (BANK/POSTOFFICE) * * * * *
口座番号 (ACCOUNT) * * *

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
山崎むねよし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

口座振替の領収証 (西日本ご利用分)

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | 振替日 (TRANSFER DAY) |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 76-473-1175 | 2025年 4月ご請求分 | 2025年 5月 7日(水) |
| 振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 5,286円 | |

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

* 「口座番号」等の表示の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、お問い合わせへご連絡ください。

| 内訳項目金額(円) (CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)) | 内訳金額(円) (AMOUNT (YEN)) | 請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN) | 税区分 (TAX) |
|--|------------------------|---|---|
| ◆076-473-1175 ◇NTT西日本ご利用分 2,643 | 2,400 3 240 | 3月分 回線使用料(基本料)(事務用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計) (小計) | 合 算 2月 6日~ 3月 5日 1号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×10% |
| ◇NTT西日本分(小計) 2,643 | 2,643 | (小計) | |
| ◇NTT西日本ご利用分 2,643 | 2,400 3 240 | 4月分 回線使用料(基本料)(事務用) ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計) (小計) | 合 算 3月 6日~ 4月 5日 1号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×10% |
| ◇NTT西日本分(小計) 2,643 | 2,643 | (小計) | |
| 5,286 | 5,286 | 合計 | 2か月分のご請求額です。 |

領 収 証

富山県議会議員
山崎宗良様 No.

内訳
現金
水切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

共同事務委託分(電話3件-4月分)
R7年6月27日 上記正に領収いたしました
登録番号

収入印紙

富山県中新川郡上市町
山崎むねよし後援会



ふるさと創生! いいとこ発信!



山崎 宗良



富山県 議会議員



〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印41
TEL: (076)472-6767 FAX (076)403-2844
E-mail: [redacted]
携帯: [redacted]



Muneyoshi Yamazaki

41 Syouin Kamiichi Town
Nakaniiikawagun Toyama 930-0357 Japan
TEL: +81-76-472-6767
E-mail: [redacted]
mobile phone: [redacted]

領 収 書

No. _____

山崎 むねよし 殿

令和 7 年 5 月 20 日

金額 ￥ 22,000

内 訳

- 現金 _____
- 小切手 _____
- 手形 _____
- 相殺 _____

但し
上記金額正に領収致しました

印
紙

有限会社 夕方印刷

代表取締役 高橋 介
〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1
TEL (076) 473-7740



請 求 書

〒 930-0357
富山県 中新川郡上市町正印41

令和 7 年 5 月 20 日 No. 3097

山崎 むねよし 様

有限会社 夕方印刷

〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1
電話: 076-473-1477 FAX: 076-473-1478
振込先口座
富山信用金庫 上市営業部 普 0253570 富山銀行 上市支店 普 0368580
北陸銀行 上市支店 普 4109730 アルプス農協 本店 普 1030206
富山第一銀行 上市支店 普 048143

毎度ありがとうございます。下記の通り請求いたします。

| 商 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----------|-----|-----|-------|--------|-----|
| 初回製作費 | 1 | 式 | | 9,000 | |
| 名刺 4C*4C | 200 | 枚 | 55.00 | 11,000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

適格請求書番号 T9230002005858

| | | | | | |
|-----|--------|-----------|-------|-----|--------|
| 税 抜 | 20,000 | 税 額 (10%) | 2,000 | 合 計 | 22,000 |
|-----|--------|-----------|-------|-----|--------|

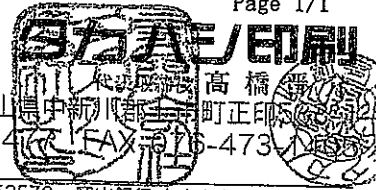
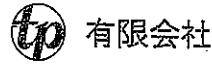
請 求 書

〒 930-0357

富山県 中新川郡上市町正印41

令和 7 年 6 月 19 日 No. 3140

山崎 むねよし 様



〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1
 電話:076-473-1477 FAX:076-473-1478
 振込先口座
 富山信用金庫 上市営業部 普 0253570 富山銀行 上市支店 普 0368580
 北陸銀行 上市支店 普 4109730 アルプス農協 本店 普 1030206
 富山第一銀行 上市支店 普 048143

毎度ありがとうございます。下記の通り請求いたします。

| 商 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------------------------|-----|-----|----------|--------------|-----------|
| 訂正シール：角2用 | 1 | 式 | | 4,000 | |
| 訂正シール：長3用 | 1 | 式 | | 4,000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 適格請求書番号 T9230002005858 | | | 税抜 8,000 | 税額 (10%) 800 | 合 計 8,800 |

領 収 書

No. _____

山崎 むねよし 殿

令和 7 年 6 月 24 日

金額 ￥ 8,800-

内 訳

| | | | | | | | | | |
|---|--|----|-------|-----|-------|----|-------|----|-------|
| <p>但し 上記金額正に領収致しました</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>印 紙</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 有限会社 夕カハシ印刷 代表取締役 高橋 晋介 〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1 TEL (076) 473-1477(代) </p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金</td><td>_____</td></tr> <tr><td>小切手</td><td>_____</td></tr> <tr><td>手形</td><td>_____</td></tr> <tr><td>相殺</td><td>_____</td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 係印 </div> | 現金 | _____ | 小切手 | _____ | 手形 | _____ | 相殺 | _____ |
| 現金 | _____ | | | | | | | | |
| 小切手 | _____ | | | | | | | | |
| 手形 | _____ | | | | | | | | |
| 相殺 | _____ | | | | | | | | |

領 収 証

富山県議会議員
山崎 宗良 様 No. _____

★ ￥ 4,400

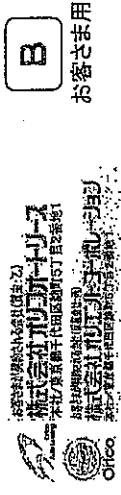
共同事務支援分会 (訂正シール)

R7年 6 月 27 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

| | |
|---|---|
| 内 訳 現金 _____ 小切手 _____ 手形 _____ 消費税(10%) _____ 消費税(8%) _____ 内税額計 _____ | 登録番号 _____ 富山県中新川郡上市町正印41 山崎むねよし後援会 |
|---|---|

①JUオートリース 保証委託申込書・JUカードUpty. 申込書



B お客さま用

契約番号 [] - [] - [] - [] - [] - []
 お申込年月日 令和元年5月20日 契約年月日 [] - [] - []

フリガナ※ ヤマザキ ムネヨシ
 お名前※ 山崎 宗良
 ご住所※ 富山県中新川郡 上市町正印41
 電話※ 自宅 076-472-6767 携帯※ [] - [] - []

お名前 前
 連帯保証人 予定者 ※
 ※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

お申込者との関係※

リース車両の内容

| | |
|--------|--|
| 車名 | ホンダ インサイト |
| グレード | EX-BLACK STYLE |
| 登録 | 新車 型式 6AA-ZE4 |
| オプション | フロアマット、ドアバイザー、DレコPKG、コーティング、下廻り錆止め、アルミホイール(16インチ)、走行中TVキット |
| ナンバー区分 | 自家用ナンバー 排気量 1,500cc |
| 色 | クリスタルブラックパール |
| 表記代理店 | |
| 車両使用場所 | お申込住所と同一 |
| 事業所名 | |
| 書類送付先 | お申込住所 |

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。
 *預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願致します。

- カード申込はご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
- 本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
- カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします
 リース期間満了時点の車両査定価格と右記残存価格に差額が発生した場合は差額精算となります。車両査定価格が残存価格より低い場合、差額はお客様のご負担となります。

代理店…(商品(役務)等のお問い合わせ先)
 名称 株式会社ファーストオート
 代表者 早川 親行
 住所 富山県中新川郡上市町正印288
 電話 076-473-1105
 担当者氏名 []
 計算NO. 111111-0093-9297

ご契約の内容

| | | | | | | | |
|------------------|------------------------|--|--------|------------|-----------|----------|------------|
| 1. リース期間 | 車両登録日(または名義変更日)から 84ヶ月 | *リース開始日:満了日は別途、執筆確認書にてご通知します。 | | | | | |
| 月額 | 月額リース料 | 60,500円 | 消費税 | 4,840円 | ①合計 | 65,340円 | 84回② |
| | リース料 | 0円 | 消費税 | 0円 | ②合計 | 0円 | 0回④ |
| 2. 別枠リース料(現金) | ポータス月()月 | 月額リース料合計⑤(①×②+③×④) | | 5,488,560円 | | | |
| | 別枠リース料 | 0円 | 消費税 | 0円 | ⑥合計 | 0円 | 0円 |
| 3. リース料に含まれる費用 | リース料 | 5,082,000円 | 消費税 | 406,560円 | お支払総額 ⑤+⑥ | | 5,488,560円 |
| | リース料 | 総額 | | | | | |
| 4. メンテナンス サービス内容 | 初回支払月 | リース開始月の翌月(注) | 初回合算回数 | 2回 | 初回支払額 | 130,680円 | (0円税別込) |
| | 別枠リース料は除く | 注)口座振替手続の関係上、初回支払月がリース開始月の翌々月となる場合があります。毎月27日口座振替(丙の口座に振替) | | | | | |
| 5. 残存価格 | 登録諸費用 | <input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) | | | | | |
| | 自動車取得税 | <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間) | | | | | |
| | 自動車税 | <input checked="" type="checkbox"/> 自動車任意保険料 (項番7参照) | | | | | |
| | リース期間内の車検 | | | | | | |
| | スケジュール点検(3カ月毎) | | | | | | |
| | 法定点検 | | | | | | |
| | 一般整備 | | | | | | |
| | 油脂類・消耗品の交換及び補充 | | | | | | |
| | エンジンオイルの交換及び補充 | | | | | | |
| | 夏タイヤ交換8本 | | | | | | |
| 冬タイヤ交換8本 | | | | | | | |
| ホイール交換0本 | | | | | | | |
| バッテリー交換 | | | | | | | |
| 整備時代車フリー特約 | | | | | | | |

| | | | | | | |
|------|-----------------|----------|------|----------|--------|------------|
| 残存価格 | カーブ・エンド契約(精算あり) | 682,000円 | 消費税別 | 682,000円 | 契約走行キロ | 月間 1,750km |
|------|-----------------|----------|------|----------|--------|------------|

お支払計算書 令和 1年 7月 31日

お客様名 山崎 宗良 様

契約番号

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。今回のご利用内容は、本状「お支払計算書」とおりです。

| ご利用日 | ご利用店名 | ご利用商品名 | 回数 | ご利用額① | 会員手数料 |
|------|----------|--------------|----|---------|-------|
| 157 | ファーストオート | OAL/インサイト/R1 | 83 | 5488560 | |

| | |
|-------|------|
| 取扱費用② | 諸費用④ |
| 0 | 0 |
| ⑤ | |

| | |
|--------------------|-----------|
| お支払総額 ①+②+③+④+⑤ | 5488560 円 |
| お支払日 毎月 27日 | |

お支払内容
 本状の金額は、クレジット名義の口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座への入金金は、前日までにお願いいたします。

Webでもご利用明細等確認できます。お客様のeオリコ版IDは、

です。
 eオリコサービスへは、オリコWebサイト www.orico.co.jpから

消費税のご案内

- ・1. 2回払い（2回払いでも頭金を支払っている場合は除く）をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース（保証方式）をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

| 支払年月日 | ご請求額 | ご請求額内訳 | 翌月繰越残高 | 支払年月日 | ご請求額 | ご請求額内訳 | 翌月繰越残高 |
|----------|--------|--------|---------|-----------|-------|--------|--------|
| 1 1 827 | 130680 | 130680 | 5357880 | 13 2 827 | 65340 | 65340 | 45738 |
| 1 1 927 | 65340 | 65340 | 5292540 | 14 2 928 | 65340 | 65340 | 45084 |
| 1 1 1028 | 65340 | 65340 | 5227200 | 15 2 1027 | 65340 | 65340 | 44431 |
| 1 1 1127 | 65340 | 65340 | 5161860 | 16 2 1127 | 65340 | 65840 | 43777 |
| 1 1 1227 | 65340 | 65340 | 5096520 | 17 2 1228 | 65340 | 65340 | 43124 |
| 1 1 127 | 65340 | 65340 | 5031180 | 18 3 127 | 65340 | 65840 | 42471 |
| 1 2 227 | 65340 | 65340 | 4965840 | 19 3 3 1 | 65340 | 65340 | 41817 |
| 1 2 27 | 65340 | 65340 | 4900500 | 20 3 3 29 | 65340 | 65840 | 41164 |
| 1 2 27 | 65340 | 65340 | 4835160 | 21 3 4 27 | 65340 | 65340 | 40510 |
| 1 2 27 | 65340 | 65340 | 4769820 | 22 3 5 27 | 65340 | 65840 | 39857 |
| 1 2 27 | 65340 | 65340 | 4704480 | 23 3 6 28 | 65340 | 65840 | 39204 |
| 1 2 27 | 65340 | 65340 | 4639140 | 24 3 7 27 | 65340 | 65840 | 38550 |

お支払期間が手続きの都合により、変更となっている場合がございますので、必ずご確認をお願い致します。
 *お引き落とし金額のご請求について……表記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

裏面もごさいますので、必ずご覧ください。

クレジット契約書に日税率で記載されている各種手数料については、平成26年4月1日より順次新税率でご請求させていただきます。詳細は、弊社Webサイト (<https://www.orico.co.jp>) をご確認ください。

| 支払年月日 | ご請求額 | ご請求額内訳 | 翌月繰越残高 | 支払年月日 | ご請求額 | ご請求額内訳 | 翌月繰越残高 |
|-----------|-------|-------------|---------|-----------|-------|-------------|--------|
| | | 月払い分 リース払い分 | | | | 月払い分 リース払い分 | |
| 25 1 827 | 65340 | 65340 | 3789720 | 67 7 227 | 65340 | 65340 | 10454 |
| 26 1 927 | 65340 | 65340 | 3724380 | 68 7 327 | 65340 | 65340 | 9801 |
| 27 1 1027 | 65340 | 65340 | 3659040 | 69 7 428 | 65340 | 65340 | 9147 |
| 28 1 1127 | 65340 | 65340 | 3593700 | 70 7 527 | 65340 | 65340 | 8494 |
| 29 1 1227 | 65340 | 65340 | 3528360 | 71 7 627 | 65340 | 65340 | 7840 |
| 30 1 127 | 65340 | 65340 | 3463020 | 72 7 728 | 65340 | 65340 | 7187 |
| 31 1 228 | 65340 | 65340 | 3397680 | 73 7 827 | 65340 | 65340 | 6534 |
| 32 1 328 | 65340 | 65340 | 3332340 | 74 7 929 | 65340 | 65340 | 5880 |
| 33 1 427 | 65340 | 65340 | 3267000 | 75 7 1027 | 65340 | 65340 | 5227 |
| 34 1 527 | 65340 | 65340 | 3201660 | 76 7 1127 | 65340 | 65340 | 4573 |
| 35 1 627 | 65340 | 65340 | 3136320 | 77 7 1229 | 65340 | 65340 | 3920 |
| 36 1 727 | 65340 | 65340 | 3070980 | 78 8 127 | 65340 | 65340 | 3267 |
| 37 1 829 | 65340 | 65340 | 3005640 | 79 8 227 | 65340 | 65340 | 2613 |
| 38 1 927 | 65340 | 65340 | 2940300 | 80 8 327 | 65340 | 65340 | 1960 |
| 39 1 1027 | 65340 | 65340 | 2874960 | 81 8 427 | 65340 | 65340 | 1306 |
| 40 1 1128 | 65340 | 65340 | 2809620 | 82 8 527 | 65340 | 65340 | 653 |
| 41 1 1227 | 65340 | 65340 | 2744280 | 83 8 629 | 65340 | 65340 | |
| 42 1 127 | 65340 | 65340 | 2678940 | 84 | | | |
| 43 1 227 | 65340 | 65340 | 2613600 | 85 | | | |
| 44 1 327 | 65340 | 65340 | 2548260 | 86 | | | |
| 45 1 427 | 65340 | 65340 | 2482920 | 87 | | | |
| 46 1 529 | 65340 | 65340 | 2417580 | 88 | | | |
| 47 1 627 | 65340 | 65340 | 2352240 | 89 | | | |
| 48 1 727 | 65340 | 65340 | 2286900 | 90 | | | |
| 49 1 828 | 65340 | 65340 | 2221560 | 91 | | | |
| 50 1 927 | 65340 | 65340 | 2156220 | 92 | | | |
| 51 1 1027 | 65340 | 65340 | 2090880 | 93 | | | |
| 52 1 1127 | 65340 | 65340 | 2025540 | 94 | | | |
| 53 1 1227 | 65340 | 65340 | 1960200 | 95 | | | |
| 54 1 1229 | 65340 | 65340 | 1894860 | 96 | | | |
| 55 1 227 | 65340 | 65340 | 1829520 | 97 | | | |
| 56 1 327 | 65340 | 65340 | 1764180 | 98 | | | |
| 57 1 427 | 65340 | 65340 | 1698840 | 99 | | | |
| 58 1 527 | 65340 | 65340 | 1633500 | 100 | | | |
| 59 1 627 | 65340 | 65340 | 1568160 | 101 | | | |
| 60 1 729 | 65340 | 65340 | 1502820 | 102 | | | |
| 61 1 827 | 65340 | 65340 | 1437480 | 103 | | | |
| 62 1 927 | 65340 | 65340 | 1372140 | 104 | | | |
| 63 1 1028 | 65340 | 65340 | 1306800 | 105 | | | |
| 64 1 1127 | 65340 | 65340 | 1241460 | 106 | | | |
| 65 1 1227 | 65340 | 65340 | 1176120 | 107 | | | |

納車確認書

このたびは弊社オートリースをご利用いただきありがとうございます。
登録となりましたリース車両に関しましてご納車内容のご確認として
下記のとおりご案内申し上げます。必ず記載内容をご確認ください。
お車に関して、瑕疵または、ご不明な点がございましたら本書到着日より
14日以内に書面にて弊社担当窓口までご連絡ください。

ご契約内容

ご契約者 山崎 宗良

契約番号 [REDACTED]

リース番号 [REDACTED]

車名 ホンダ

通称 インサイト

登録番号 [REDACTED]

車台番号 [REDACTED]

リース開始日 2019年07月09日

リース満了日 2026年07月08日

お支払総額 5,488,560円（消費税込み）

※お支払総額は、自動車リース契約書記載の別枠リース料(頭金)を含みます。

※お支払いのスケジュールは、オリエントコーポレーションから別途通知いたします。

リース方式 メンテナンスリース

残存価格 オープン・エンド契約（精算あり方式）
682,000円（消費税抜き）

本契約には任意保険が含まれておりません。
お客さまの責任にて必ずご加入ください。

代理店名 株式会社ファーストオート

収納代行並びに保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション

重要事項のご案内

リース契約における自動車リース契約書並びに保証委託契約説明書は必ず再度お読みください。

◇ リース満了時の残存価格の精算について

残存価格設定方式がオープン・エンド契約(精算あり方式)でご契約のお客さまは、ご契約書記載の残存価格とリース契約満了時点における査定価格との差額を精算する方式となります。

残存価格は、契約満了時点の予想査定価格であり、査定価格(売却価格)を保証するものではありません。

お車の状態や相場変動により査定価格が残存価格を上回った場合はその差額をお客さまにご返金しますが、査定価格が残存価格を下回った場合は、お客さまに差額(不足額)をご請求させていただくこととなります。なお、査定費用はお客さまのご負担となります。

◇ 契約走行キロ超過時のご注意について

残存価格設定方式がクローズド・エンド契約(精算なし方式)でご契約のお客さまは、リース契約満了時に契約走行キロを超過した場合、オリコオートリースが追加補修、メンテナンス等を行った場合の費用等をご負担いただく場合がございますのでご注意ください。

◇ 事故に遭われた場合について

万一事故に遭われた場合は、けが人の救護等ののち、速やかにご契約のお車を現状に回復するよう修理してください。なお、修理代等一切の費用はお客さまのご負担となります。

◇ 契約内容のご変更について

お客さまの氏名(社名)、住所、電話番号等に変更があった場合には、代理店またはオリコオートリース並びにオリエントコーポレーションまで速やかにご連絡ください。

◇ 中途解約について

リース期間の中途での解約は原則としてできません。但し、お客さまが中途解約をご希望される場合において、オリコオートリースがリース期間の中途での解約を認めた場合は、リース車両をご返却していただくとともにオリコオートリース所定の算式による中途解約金のお支払いを条件として中途解約ができます。

また、リース車両が盗難や事故等により使用不能状態となった場合においてもリース期間の途中で解約となり、中途解約金をお支払いいただきます。

自動車リース契約並びに保証委託契約約款

別紙契約者(以下、甲という)は、別紙貸主(以下、乙という)と、第1条の条件で成立する自動車リース契約を締結し、かつ別紙保証会社(以下、丙という)と、第25条の条件で成立する保証委託契約を締結します。

[リース契約条項]

第1条(リース契約)1. 乙は別紙の自動車(以下、自動車という)を甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。2. リース契約は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続を経て承認した時に成立するものとします。3. 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車を登録することに合意します。5. リース契約は、リース契約条項及び法令に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中で解除又は解約ができません。

第2条(リース期間)リース期間は、別紙第1項記載のとおりとし、第1条第4項に定める自動車の登録が完了した日、又は乙が指定した日から起算します。

第3条(リース料及び支払方法)1. 甲は、別紙第2項のリース料及び消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税(以下、消費税等額という)を乙へ支払います。2. リース料の支払方法は、別紙第2項に定めるとおりとします。3. リース料には別紙第3項の費用が含まれます。4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできないものとします。5. 甲が第8条によるメンテナンスサービスを受けなかったときでも、乙は、リース料の減額又は返還をしません。

第4条(自動車の納入・引渡し)1. 乙は、自ら又は別紙代理店もしくは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車に瑕疵が無いことを確認します。3. 乙は、甲に対し、納車確認書を送付し、甲が納車確認書を受領した日から14日以内に書面にて異議を申立てない場合、乙から甲へ完全な状態で自動車の引渡しがあったものとします。尚、甲が乙又は別紙代理店もしくは乙が指定する者に対し売主所定の車両受領書を交付したときも、同様に、乙から甲への自動車の引渡しがあったものとします。4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面で乙に通知するものとし、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引渡しの遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負いません。6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けることを拒み、又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は何らかの催告なく本契約を解除することをできるものとします。

第5条(自動車の瑕疵等)1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は瑕疵の修理等の履行、瑕疵に起因する損害の賠償の責任を負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は売主に対して修理、整備等の履行、瑕疵に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。尚、乙は、甲の売主に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内でこれに協力します。3. 前各項の修理等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、甲はリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることやリース契約の変更又は解除はできません。

第6条(自動車の使用・保管等)1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び整備手帳(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管します。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行います。又、自動車が修復不能な場合は、第14条の規定に従います。5. 甲は、前各項のために要した一切の費用について、リース料に含まれるものを除いて負担します。6. 乙又は乙の指定する者は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況及び使用、保管の状況を調査することができます。又、甲は、乙から自動車の現況及び使用、保管の状況について説明・資料の提供等の申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。7. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。8. 甲は、自動車を寒冷地で使用する場合、又は塩害、悪臭の残留等によって自動車の価値の低下を招く恐れのある地域もしくは用途に使用する場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとします。尚、当該事由に対する乙の承諾は甲の精算義務に何らの影響も与えないものとし、別紙第5項の残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合においても、当該事由により自動車の価値が減少した場合には甲は乙に損害を賠償するものとします。

第7条(自動車の登録等)1. 甲は、乙が「登録識別情報制度」等、国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議がないことをあらかじめ確認します。2. 乙において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲はあらかじめ承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力します。

第8条(メンテナンスサービス)1. リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合には、乙は甲に対し、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)で、別紙第4項の○印を付した項目の範囲内で別紙第6項記載の契約走行キロ数(以下、契約走行キロ数という)を基準としたメンテナンスサービスを提供します。これに伴う費用は、別紙第2項のリース料に含まれるため、甲は、この費用を負担する必要はありません。2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。(1) 甲の故意、過失又は契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。尚、甲が、法令で定められた点検整備及びリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより、自動車に不具合が生じた場合の修理は、甲の過失に起因する修理とみなします。(2) 天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。(3) 法令又は官公庁の指示、指導に基づく自動車の修理、改造、部品の交換、取付。(4) 指定工場以外で、乙又は指定工場の承諾なしに行なった別紙第4項に定めるメンテナンスサービス。(5) 甲の過失による損傷等における別紙第3項に定める自動車保険契約の保険金又はメンテナンスサービスの車両保険免責特約で補填されない修理費用(保険対象外及び保険金超過)。(6) 音、振動その他自動車の機能上影響のない感覚的な事象の整備又は修理費用。(7) 自動車を不能使用にできないことにより発生する休業補償、商業損失等の損失。(8) 日常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービス以外の費用。(9) 特装車両の架装・装置部の修理、整備費用。(10) 甲が契約走行キロ数を超過したことにより発生した追加補修・メンテナンス等の費用。(11) 前各号のほか、別紙第4項記載のメンテナンスサービス以外の費用。3. 乙は、甲の都合により法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合においても、第2条のリース期間内に通常行うべき継続検査の回数を超えて継続検査を行いません。4. 第2項第4号の規定にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合又は指定工場が相当と認めた場合には、乙又は指定工場の承認を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができます。5. 甲が、メンテナンスサービスを受けるときは、甲は、指定工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき指定工場と協議の上決定するものとします。6. 甲が転居した場合等、指定工場によるメンテナンスサービスの提供が困難と乙が認めた場合、乙は甲に対し代替の整備工場を指定するものとします。7. 前項に関わらず、乙が地域等により代替の整備工場を指定できない場合には、乙は本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更することができるものとし、甲は予めこれを承諾します。8. 前項により乙が本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更する場合には、別紙第2項のリース料を乙所定の計算方法により、メンテナンスサービス費用相当額を減額したリース料とするものとします。尚、変更前のメンテナンスサービス費用相当額については、理由の如何を問わず返金しないものとします。

第9条(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意) 1.甲は指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行なうことにあらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、指定工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は押印します。2.放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担します。

第10条(代車の提供) 1.別紙第4項記載のフルメンテナンスに限り、第8条のメンテナンスサービスとして行なう継続車検、法定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要する場合には、乙は甲の要求に基づき3日目より、乙又は指定工場の選定する代車(以下、代車という)を甲に無償で貸渡します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。2.前項にかかわらず、別紙第4項記載のメンテナンスサービス内容に代車提供、リース特約が含まれる場合には、乙は甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸渡します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。3.甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、別紙の自動車と同等の管理を行います。4.本条の代車に付保されている自動車保険の契約内容が、本契約の自動車の保険契約の内容と異なる場合であっても甲はあらかじめこれを承諾します。又、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により補填されない損害が生じたときは、甲がその全額を負担します。5.甲は、代車の使用中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙又は乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6.甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は、代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。7.甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き取る場合があることをあらかじめ承諾します。

第11条(契約月間走行キロ数) 1.自動車の契約月間走行キロ数は、別紙第6項に定めるとおりとします。2.甲が乙に自動車を返還した際、前項の契約走行キロ数を超過した場合、甲はリース契約が終了した時点における超過走行距離1kmにつき15円(税別)の超過精算金を負担します。3.第1項の契約走行キロ数を超過したことにより、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合又は自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払います。4.返還された時点の自動車の実走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の精算等を請求することはできません。5.別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、第2項及び第3項を適用しないものとします。

第12条(第三者に対する責任) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はこれを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。(1)甲による自動車又はメンテナンスサービス中の代車の使用・保管に起因して第三者に対し、人的又は物的損害(盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。(2)甲がリース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第13条(禁止行為等) 1.甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその承継人に対して有する債権とを相殺できません。2.甲は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保等に差し入れたり、その他、乙の所有権を侵害するような行為をしません。3.甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。(1)自動車の改造、構造変更等を行い、又は自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の現状を変更すること。(2)自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。4.自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無償で乙に帰属します。5.第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面で乙に報告します。6.本条において、乙がリース契約に定める乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再振替料、催告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。7.甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。

第14条(自動車の滅失・損傷等) 1.自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等についての一切の危険は、すべて甲が負担します。2.詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。3.自動車が盗難、滅失(所有権の侵害を含む)、又は修理不能の損傷を受けた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合はリース料の残額と残存価格及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等(以下、リサイクル料金等という)の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合はリース料の残額とリース期間満了時の定額償却法に基づく自動車簿価及びリサイクル料金等の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、遅滞なく乙に支払います。但し、乙が第15条の保険金を受領したときは、甲はその金額を限度として損害金の支払義務を免れます。4.甲が前項の損害金を支払ったときは、この自動車についてのリース契約は終了します。

第15条(保険契約) 1.乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲はリース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するものとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。2.乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本又は写しを保管します。但し、リース料に自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は速やかに乙に提出します。3.保険で填補されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4.保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第16条(事故処理) 1.事故発生の場合、甲又は自動車の運転者は、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届出ます。2.前項の場合、甲又は自動車の運転者は、直ちにその旨を書面で乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3.事故の処置にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利な内容を第三者との間に締結しません。尚、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力します。4.事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第17条(自動車の返還)1.リース契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。2.自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までにリース契約に定めたリース料相当額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算します)を支払うとともに、この契約の諸条項に従います。3.返還された自動車が自然の減耗・損耗及び第13条第3項によって乙が承諾したものを除き、甲は自動車を原状に修復した上で乙に返還します。甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合は、乙は甲にその修復に要する費用を請求し、甲は直ちに乙に支払います。4.甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在地から引き揚げるができるものとし、甲はこれを妨害したり、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

第18条(再リース)前条の規定にかかわらず、リース期間の満了後も甲が引き続きリースを希望するときは、満了の3ヶ月前までに乙に書面で申し出るものとし、乙が承諾した場合には、甲、乙協議により定めた条件で再リース契約を締結することができます。

第19条(残存価格の精算)1.別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合、返還された自動車の査定価格が残存価格を超えるときは乙は甲にその差額を支払い、査定価格が残存価格に達しないときは甲は乙にその差額を支払います。2.前項の精算において、甲は自動車の抹消登録費用、運送費、査定費用等の処分に要した一切の費用を別途乙に支払います。

第20条(期限の利益喪失・契約解除)1.甲が次の各号の一つにでも該当した場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず、リース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。(1)リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。(2)支払を停止したとき、又は自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。(3)仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売などの申立を受けたとき、公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。(4)事業を廃止もしくは解散したとき、又は官公庁から業務停止の処分を受けたとき。(5)後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失跡もしくは保存行為をしないうとき。(6)死亡したとき。(7)経営が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。(8)自動車について必要なこれに応じないとき。(9)その他リース契約条項又は乙との間の他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。2.甲又は連帯保証人予定者が、前項各号の一つにでも該当した場合には、乙は、通知により直ちにリース契約を解除することができます。3.乙は、前各項の何れをも任意に選択することができます。

第21条(契約解除時の取扱い)前条第2項又は第35条第3項により乙がリース契約を解除した場合には、次の各号の規定が適用されます。(1)甲は、損害賠償金として、残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、リース料の残額と残存価格との合計額を、残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合は、リース料の残額とリース満了時の定額償却法に基づく自動車価値との合計額を、直ちに乙に支払います。又、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとします。(2)甲は、自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。(3)前号による自動車の返還については、第17条の規定を準用します。(4)乙は、返還を受けた自動車について乙の選択により相当の価格で処分するか又は相当の基準によってその価格を評価し、処分額又は評価額からそれに要した一切の費用を差し引いた上、第1号の損害賠償金が支払われた場合に限り、同賠償金を限度として甲に返還します。

第22条(費用の変動)1.甲は、リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。又、支払方法については、乙の定めによるものとします。(1)法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。(2)登録諸費用、自動車税その他の租税公課が増額されたとき。(3)自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。(4)自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。(5)リース契約による取引に関して租税公課が課せられたとき。2.別紙第2項の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払うものとします。

第23条(特約事項)別紙第7項に定める特約は、リース契約の他の条項に優先して適用され、リース契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面にて甲、乙が合意しなければ効力はないものとします。

第24条(ロードサービスの利用)甲は、乙の定めるロードサービス規定を承認し、遵守の上、ロードサービスを利用するものとします。乙は、甲に事前又は事後に通知することにより、ロードサービス内容の変更、ロードサービスの中止又は終了することができるものとし、甲はこれを承諾します。但し、この場合でもリース料の変更は行いません。

保証委託契約条項

第25条(保証委託及び集金代行)1.甲は、リース料支払債務、損害賠償債務、残存価格の精算に係る支払債務その他リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙が連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾します。2.前項に基づく丙の保証の受託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙又は別紙代理店に通知した時に成立します。3.甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、集金、及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払がなされたものとします。4.前項の規定にかかわらず、別紙第2項の別枠リース料は、甲から直接乙へ支払います。

第26条(保証債務の履行)丙は、甲及び連帯保証人予定者に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができます。

第27条(求償権の事前行使)甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができます。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)失踪し又は刑事上の訴追を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

第28条(求償権)丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.6%(1年365日の日割計算)の割合による金額並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払います。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できません。

第29条(自動車の保管)1.甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引き渡します。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)丙に対する他の金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。2.甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとします。

お客さま

第30条(自動車の所有権) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。2. 前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相応な価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属したものとあるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の評価に含めるものとします。3. 丙は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づきリサイクル料金等その他自動車の処分に伴い移転する費用及び料等の対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとします。

[リース契約及び保証委託契約の共通条項]

第31条(収納代行の取扱い) 甲がコンビニエンスストアの収納代行を利用してリース料又は丙に対する求償債務を支払ったときは、コンビニエンスストアがリース料又は丙に対する求償債務を受領したことにより、丙への支払いがなされたものとします。

第32条(遅延損害金) 甲がリース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.6%(14365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。

第33条(費用負担) 1. 甲はリース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担します。リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振により支払った場合の振込手数料。2. 乙又は丙が、リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を含む)。3. 甲がリース料等の支払いを滞りしたときにより、丙が振替振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円(税別)。4. 丙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円(税別)。5. 丙が甲又は連帯保証人予定者に対し書面による通知・催告をしたときは、これらに要した実費。6. 丙から甲又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円(税別)。

第34条(通知・報告等) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、第4条第4項、第13条第5項、第14条第3項、第16条第2項、及び第18条の各場合のほか、自動車の使用保管に起因して人為的又は物的損害が生じたとき、詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき、甲又は連帯保証人予定者についてリース車のご利用目的、住所(所在地)、氏名、名称(商号)、代表者、勤務先(職種)、事業の内容、実質的支配者の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変更変化があったとき、及び甲又は連帯保証人予定者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、ちに書面で乙及び丙に通知します。2. 甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び車の使用、保管の状況等を報告し、毎決算の決算書類その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。3. リース契約及び保証委託契約に関する書面による乙、乙の代理人又は丙の意思表示が、別紙又は第1項に基づき通知を受けた甲又は連帯保証人予定者の住所(所在地)に差し出されたにもかかわらず、甲又は連帯保証人予定者に延着し、又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。4. 甲及び連帯保証人予定者は、前項の延着又は不着により生じた損害及び不利益を、乙、乙の代理人及び丙に対し主張できません。5. 甲又は連帯保証人予定者に対し書面に留置されたときは、留置期間満了時に、甲又は連帯保証人予定者に到着したものとみなします。6. 甲及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、信用等を丙又は丙の委託する者が調査しても何ら異議はないものとします。

第35条(反社会的勢力の排除) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2. 甲又は連帯保証人予定者は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1) 暴力的な要求行為。(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。(5) その他前各号に準ずる行為。3. 甲又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙又は丙は、直ちにリース契約又は保証委託契約を解除することができ、かつ、乙又は丙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲又は連帯保証人予定者は、甲又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、乙又は丙に対し何らの請求をしないものとします。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 乙及び丙は、甲の承諾を要しないで、リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部もしくは一部又は自動車の所有権を金融機関もしくは第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条(連帯保証) 1. 連帯保証人予定者は、別紙事項、リース契約及び保証委託契約の各条項を承認の上、リース契約及び保証委託契約に基づく甲の一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負います。2. 連帯保証人予定者は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張、又は損害賠償の請求をしません。3. 連帯保証人予定者が乙に対して丙の保証に係るリース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。(1) 丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の主張をしません。(2) 丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の有していた一切の権利を行使することができます。(3) 連帯保証人予定者が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、丙に対して何らの求償をしません。

第38条(公正証書) 甲及び連帯保証人予定者は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担でリース契約及び保証委託契約につき強制執行承諾条項を付した公正証書を作成します。

第39条(合意管轄) 甲及び連帯保証人予定者は、リース契約及び保証委託契約による取引について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、乙もしくは丙の本支店・センターの住所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(カード会員入会申込み) 契約者はカード会員規約を承認の上、カード会員の入会申込みをするものとします。会社が入会を承認した場合、カードの交付、交付の時期、交付の方法等は会社の任意によるものとし、又、入会を承認しない場合も特に通知は行われません。

株式会社オリエントコーポレーション

株式会社オリコオートリース

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

〒110-0016 東京都台東区台東二丁目27番5号 日土地御徒町ビル7階

Tel.03-5275-0211

Tel.03-6865-5515

山崎むねよし事務所の経費按分に関する覚書について

事務所に係る下記の経費を後援会活動と山崎宗良政務調査活動経費を最大
2分の1に按分するものとする。

電話料・コピー経費・事務消耗品費・その他経費

令和6年4月1日

中新川郡上市町正印70番地1

山崎むねよし後援会

会長

中新川郡上市町正印41番地

富山県議会議員 山崎宗良

| | | | | |
|--|----------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 整理番号 | 32 | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年7月12日 から | 活動の概要* | - | |
| | 令和7年7月12日 まで | | | |
| 場所 | 上市町文化研修センター ふるさと劔親自然公園(上市町千石) | (内容) 第3回「おおかみこどもの森づくり」植樹祭とフォーラムに参加 県内外からおおかみこどもの森づくりファンが40人ほど集まり、里山ゼロベースの西野博士の説明と手ほどきで苗木を植えた。災害にも強く持続可能な森は人の手が入ってこそということがよく理解できた。 | (備考) 自宅→上市町文化研修センター→ふるさと劔親自然公園→自宅 | |
| 経費の内容* | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × 26 km = | 468 | | |
| 有料道 | | | | |
| 駐車場 | | | 計 | 468 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 9 月 19 日
 決裁 令和 7 年 9 月 24 日
 処理 令和 7 年 9 月 24 日

令和7年6月吉日

富山県議会議員 山崎 宗良 様

上市町長 中川 行孝
(公印省略)

第3回「おおかみこどもの森づくり」植樹祭について (ご招待)

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和4年からアニメーション映画「おおかみこどもの雨と雪」公開10周年を記念して、作品の舞台モデルとなった上市町で「おおかみこどもの森づくり」プロジェクトが始動しています。このプロジェクトは、雨と雪と花と一緒に過ごせるような森をつくり、町を訪れる映画ファンや自然を愛する人々が、町民と交流を深めながら、町と長い時間軸で関わり続けてもらえる機会と場所を創出するものです。

森の大切さを再認識し、自然環境の保全や多様な動植物の生態に関心を持つきっかけとしていただくとともに、町の森林環境の保全、脱炭素社会の実現、環境教育の充実及び郷土愛の醸成を図ることを目的とした取組です。

つきましては、下記のとおりフォーラム及び植樹祭を執り行いますので、ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、ご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

謹白

記

1 フォーラム

- (1) 日 時 令和7年7月12日(土) 午前9時00分～午前10時30分
- (2) 会 場 上市町文化研修センター 3階大会議室
- (3) 内 容 スタジオ地図、YAMAP、林学博士の西野文貴氏(株式会社グリーンエルム)によるクロストーク
- (4) その他 午前8時50分までに会場へお越しください。

2 植樹祭

- (1) 日 時 令和7年7月12日(土) 午前11時30分～午後0時30分
- (2) 会 場 ふるさと親自然公園内 木のこの森(上市町千石)
- (3) 内 容 植樹(補植、観察を含む。)、記念撮影
- (4) その他 フォーラムに引続き植樹祭にご出席いただく場合は、各自で会場まで移動をお願いしております。午前11時15分までに会場へお越しください。

2 + 11.2 + 13.3 =

お問い合わせ 企画課企画班 丸田
電話：076-472-2473

| | | | | | | |
|--|-----------|---------|--|--|-----|-----|
| 整理番号 | 733 | | 使途項目* | 01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 | | |
| 活動期間 | 令和7年7月17日 | から | 活動の概要* | (備考)自宅→富山県民会館→自宅 | | |
| | 令和7年7月17日 | まで | | | | |
| 場所 | 富山県民会館 | | (内容) 富山高山連絡道路(国道41号)促進期成同盟会・富山外郭環状道路整備促進期成同盟会 令和7年度合同総会に出席 国土交通省の説明で、41号線や8号線の進捗と今後の工事について伺った。 | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | | |
| リース車 | @18 × | 26 km = | 468 | | | |
| 有料道 | | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 468 | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 9 月 19 日
 決裁 令和 7 年 9 月 24 日
 処理 令和 7 年 9 月 24 日

令和7年6月10日

富山県議会議員
山崎 宗良 様

富山高山連絡道路(国道41号)整備促進期成同盟会
会長 富山市長 藤井 裕久

富山外郭環状道路整備促進期成同盟会
会長 富山市長 藤井 裕久

令和7年度 合同総会等の開催について(ご案内)

梅雨の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本同盟会の事業推進につきまして格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、下記のとおり、合同総会および事業説明会を開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席の有無につきましては、お手数ですが6月26日(木)までに、別紙「送信票」にてご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。

記

- 日時 令和7年7月17日(木曜日)
合同総会 10時30分～11時15分
事業説明会 11時15分～11時50分
- 場所 富山県民会館304会議室(富山市新総曲輪4-18)

※当日は、クールビズ期間中につき、事務局は軽装にて執務しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<事務局>

富山市 建設部 建設政策課

担当 高井

TEL 076-443-2091

FAX 076-443-2187

メール kensetsuseisaku@city.toyama.lg.jp

<24>

政務活動費対象事業実績報告書

報告日

令和7年8月20日

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | |
|--|--|--|--|------|---------|
| 整理番号 | 284 | 事業概要* | ポネクタ利用料 6 月分 Webサイト管理費 R7. 4~9, R7. 10~R8. 3 | | |
| 使途項目 | 03_広聴広報費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | |
| 内容 | | | | | |
| 上記 事業に 要した 経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備 考 | | |
| | ポネクタ利用 6 月分 | 4,312 | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 / | | |
| | Webサイト管理費 R7. 4~R7. 9 | 9,900 | $(39,600 \times \frac{6}{12})$ 19,800 × 0.5 = 9,900 円 7/28 | | |
| | Webサイト管理費 R7. 10~R8. 3 | 9,900 | $(39,600 \times \frac{6}{12})$ 19,800 × 0.5 = 9,900 円 4/15 | | |
| | 《合 計》* | 24,112 | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 2025/06/30 | ポネクタ | 6月分 | 本人* | 1回払い | 10,780 |
| <p>R7年4月~R7年9月分 $39,600 \text{円} \times \frac{6}{12} = 19,800 \text{円}$ (参考)</p> | | | | | |
| 2025/08/15 | 北陸銀行 上市支店 普通預金 5056330 イトウ シ ヨウタ (依頼人名: ヤマザキ ムネヨシ 振込予定 日: 2025年08月15日 管理番号: 20250815- 67817057) (R7年10月~R8年9月分) | | | | -39,600 |
| <p>上記のうち令和7年度対象 R7年10月~R8年9月分 $39,600 \text{円} \times \frac{6}{12} = 19,800 \text{円}$</p> | | | | | |

收受 令和7年9月19日

決裁 令和7年9月24日

処理 令和7年9月24日



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山崎 宗良

| | | | | |
|------------------------|----------------------|--|---------------|------------------------|
| 整理番号 | 1422 | 事業概要* | ポネクタ利用料 11 月分 | HP管理費11 月分 |
| 使途項目 | 03_広聴広報費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | |
| 内容 | | | | |
| 上記 事業に 要した 経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備 考 | |
| | ポネクタ利用料 11 月分 | 4,312 | / | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 |
| | WEBサイト管理費 R6.10~R7.3 | 9,900 | / | 19,800 × 0.5 = 9,900 円 |
| | | | | |
| | 《合 計》* | 14,212 | / | |

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

| | | | | |
|------------|------|-----|------|--------|
| 2024/11/30 | ポネクタ | 本人* | 1回払い | 10,780 |
|------------|------|-----|------|--------|

2024/12/13

北陸銀行 上市支店 普通預金 5056330 イトウ
シヨウタ (依頼人名: ヤマザキ ムネヨシ 振込予
定日: 2024年12月13日 管理番号: 20241213-
47781800)

-42,900

この対象額
39,600円
この今年度対象額
19,800円
(R6年10月~R7年3月)

收受 令和 7 年 3 月 10 日
決裁 令和 7 年 3 月 11 日
処理 令和 7 年 3 月 11 日

請求書

請求日 2024年 12月 10日

山崎むねよし 様

下記の通りご請求申し上げます。

件名: WEBサイト管理費・資料作成

TEF DESIGN FACTORY

〒930-0334

富山県中新川郡上市町西中町カミール2F

TEL&FAX: 076-482-6944

E-Mail: info@tefdesignfactory.com

登録番号: T5810203124749

代表 伊東 将太



ご請求金額 ¥42,900

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|-------|----------|---------|
| ●WEBサイト管理費 ・サーバー、ドメイン (yamazakimuneyoshi.com)、維持管理 | 12 か月 | ¥3,000 | ¥36,000 |
| ●資料作成費 | 1 式 | ¥3,000.0 | ¥3,000 |
| 対象期間 R6年10月1日～R7年9月30日 | | | |
| 令和6年度 | | | |
| R6年10月1日～R7年3月31日 | | | |
| $39,600円 \times \frac{6}{12} = 19,800円$ | | | |
| 令和7年度 | | | |
| R7年4月1日～R7年9月30日 | | | |
| $39,600円 \times \frac{6}{12} = 19,800円$ | | | |
| 小計 | | | ¥39,000 |
| 消費税込 10% | | | ¥3,900 |
| 合計金額 | | | ¥42,900 |

備考

振込先: 北陸銀行 上市支店 (普通) 5056330 イトウショウタ
 富山信用金庫 上市営業部 (普通) 0400611 イトウショウタ
 お振込み手数料は御社ご負担にてお願いいたします。

| | | | | | |
|------------|--|----------------------|----------------------|-----------------------|---|
| 整理番号 | 735 | 事業概要* | | | |
| 使途項目* | 07_資料購入費 | 01_調査研究費 06_資料作成費 | ・02_研修費 ・07_資料購入費 | ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 | ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費 |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 | | |
| | 日本農業新聞 7月分 | 3100 | 口座振替 | / | |
| | 富山新聞 7月分 | 3880 | 口座振替 | / | |
| | 日本経済新聞 電子版 6月分 | 4277 | クレジット | / | |
| | 公明新聞 7月分 | 2270 | | / | |
| | 読売新聞 7月分 | 3800 | | / | |
| | 《合計》* | 17327 | | | |
| | 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | |
| 07-07-18 | 農業新聞 | *3,100 | 日本農業新聞 | | |
| 07-08-04 | 口座振替 | *3,880 | HLCトヤママシンフン | | |
| 2025/06/01 | 日経ID決済 | 本人* | 1回払い | 4,277 | |

7/18
8/4
7/28
7/31

收受 令和 7 年 9 月 19 日
 決裁 令和 7 年 9 月 24 日
 処理 令和 7 年 9 月 24 日

新聞購読料 領収証
山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2025年7月分(7/01~7/31) 領収日 月 日

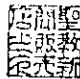
領収金額 **¥2,270**

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞* | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
 (8%対象 2,270円 消費税 168円)
 ※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
 登録番号:T8810830554034
 住所 富山市経堂1-4-9
 TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569
 お申込No. XXXXXXXXXX 

 **読売新聞 領収書** 区域033 全戸0000 お問合せNo. XXXXXXXXXX
登録番号 T6230001013897


お名前 **山崎 宗良 様**
 正印41

7年 7月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|----|--------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,800円 |

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 3,800円消費税 281円)

 **読売センター上市**
 所長 吉田 篤弘
 〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10
 TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日

令和7年8月20日

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | | |
|--|-------------------|--|-------|-------------------------|---------|--|
| 整理番号 | 736 | | 事業概要* | | | |
| 使途項目 | 09_事務費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | | |
| 内容 | | | | | | |
| 上記 事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 | | | |
| | ガレ・携帯利用 5月分 | 6,212 | / | 12,425 × 0.5 = 6,212 円 | | |
| | 自動車リース料 7月分 | 32,670 | / | 65,340 × 0.5 = 32,670 円 | | |
| | 電話・FAX 56月分 | 3,610 | / | 7,221 × 0.5 = 3,610 円 | | |
| | コピー料 4月~6月分 | 2,145 | / | 4,290 × 0.5 = 2,145 円 | | |
| | 《合計》* | 44,637 | | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |
| 2025/06/05 | ソフバンGM(05ガツ) | 本人* | 1回払い | 12,425 | | |
| 2025/07/28 | カ) オリентコーポ レーション | | | | -65,340 | |

7/28
7/28
7/28
7/11

收受 令和7年9月19日
 決裁 令和7年9月24日
 処理 令和7年9月24日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 6月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年5月分(2025年4月21日~2025年5月20日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額 (円) | 税区分 |
|----------------|--|----------|-----|
| | * * ご契約期間 * * | | |
| | 基本料 クラウドモバイル基本料 [4月21日~5月20日] | 3,200 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 通信料 4G LTE+ 1P. a. d. 通信 @0円/7523908Pkt (通信量合計 7523908Pkt [0.90GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 音楽ダウンロード | 500 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 300 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (1) | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 月額料 あらびき保証サービス (i) App. i. e. Car. i. e. S. e. r. v. i. c. e. s. | 650 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 3,153 | |
| | * * ご契約期間 * * | | |
| | 基本料 基本プラン (音声) [4月21日~5月20日] | 980 | 10% |
| | 通話料 基本プラン (音声) | 9,580 | 10% |
| | 割引 家族割引 (1,040円 × 100%) | -1,040 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -7,960 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | 16 | 10% |
| | 定額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 5,600 | 10% |
| | 割引 持ちかけ割引 (光セット) | -1,000 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,100 | 10% |
| | 通信料 S/Mメール (MMS) @0円/2,950Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 S/Mメール (MMS) (無料分) @0円 8Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) @0円/307,107,777Pkt (通信量合計 30742380Pkt [3.67GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 16 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 12 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 6,875 | |
| | * * ご契約電話番号 * * | | |
| | 月額料 あらびき保証サービス (i) App. i. e. Car. i. e. S. e. r. v. i. c. e. s. | 650 | 10% |
| | 端末代 分割支払金/賦払金 | 680 | 対象外 |
| | 小計 | 11,358 | |
| | 課税対象額 | 10,678 | |
| | 課税対象 10% | 1,067 | |
| | 消費税等 10% | 1,067 | |
| | 課税対象外 | 680 | |
| | ご請求金額 | 12,425 | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1 / 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

電話・FAX料

領収証

富山県議会議員
山崎宗良様 No. _____

金額 ¥ 3,610

内訳
現金
小切手
手形

但 共同事務費 按分分 (電話 5月-6月分)
R7年 7月 30日 上記正に領収いたしました

消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

富山県中新川郡上市町正印41
山崎むねよし後援会

コピー代

領収証

山崎むねよし事務所様 No. _____

金額 ¥ 4,290

内訳
現金
小切手
手形

但 京セラコピー使用料 4月~6月
7年7月11日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-690

〒923-0313 富山県中新川郡上市町中江上17
ニシカワオフィス
代表取締役 西川美香
T9230002002616

領収証

富山県議会議員
山崎宗良様 No. _____

金額 ¥ 2,145

内訳
現金
小切手
手形

但 共同事務費 按分分 (コピー代金 4月~6月分)
R7年 7月 11日 上記正に領収いたしました

消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

富山県中新川郡上市町正印41
山崎むねよし後援会

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

930-0357
 中新川郡上市町正印41

郵便区内特別

NTTファイナンス

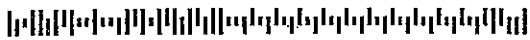


NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

山崎むねよし後援会 様

Webでのお問い合わせ先

発行年月日 2025年 6月20日発行
 発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
 東京都港区港南1-2-70
 お問い合わせ先 0800-3335550 (無料)
 【送付先】
 〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
 〒0005 DPスクエア東桜10F
 社用コード M30041121001 09941 09872 00:G
 81 110000 0 25060410G



025062103050852507

09941

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | 振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | 振替日 (TRANSFER DAY) |
|--|--------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 076-473-1175 | 2025年 6月ご請求分 | 7,221円 | 2025年 7月 7日(月) |

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
 (西日本ご利用分)

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | 振替日 (TRANSFER DAY) |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 076-473-1175 | ****年**月ご請求分 | ****年**月**日(※) |
| 振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY) | *****円 | |

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 076-473-1175
 ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
 山崎むねよし後援会 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2025年 7月21日発行)

| 2025年 6月ご請求分 (2025年 7月 7日振替) | |
|------------------------------|--------|
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 7,221円 |
| 金融機関名 BANK/POST OFFICE | ***** |
| 口座番号 ACCOUNT | *** |

印紙税申告納付につき芝
 税務署承認済
 NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70

2025年1月に請求分から

1ヶ月のご請求額が8,000円未満のお客さまも
 2ヶ月に1回の合算請求となります
 ~詳しくは、下記ホームページをご覧ください~
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/kakugetsu/>

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 076-473-1175 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 6月ご請求分 |
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|

請求内訳 (お客様番号)

| 内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額 (円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区分 TAX |
|--|--------------------------|--|---------------|
| ◆076-473-1175 | | 5月分 | |
| ◇NTT西日本ご利用分 | 2,643 | 2,400 | |
| | | 回線使用料<基本料>(事務用) | 4月6日~5月5日 |
| | | ユニバーサルサービス料他 | 1号分のご請求となります |
| | | 消費税等相当額(合計) | 合算表示の料金合計×10% |
| ◇NTT西日本分(小計) | 2,643 | (小計) | |
| ◇NTT西日本ご利用分 | 4,578 | 6月分 | |
| | | 1,161 | |
| | | 3,000 | |
| | | 1 | |
| | | 416 | |
| ◇NTT西日本分(小計) | 4,578 | (小計) | |
| ◇合計 | 7,221 | 合計 | 2か月分のご請求額です。 |

| | | | | | |
|--|-----------|---------|--------|--|---|
| 整理番号 | 927 | | 使途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年8月15日 | から | 活動の概要* | (内容) 第63回富山県戦没者追悼式に参加 今年は戦後80年の節目に当たる。参加者の高齢化と減少を感じた。国や家族を守るために殉じられた英霊に哀悼の誠をささげた。 | |
| | 令和7年8月15日 | まで | | | |
| 場所 | 富山県民会館 | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス | | | | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 26 km = | 468 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 468 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 10 月 16 日
 決裁 令和 7 年 10 月 17 日
 処理 令和 7 年 10 月 17 日

招待状

拝啓 盛夏の候、貴台には ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。
さて、このたび第六十三回「富山県戦没者追悼式」を次のとおり行うことになりました。
つきましては、何かとご多忙のこととは存じますが、お繰り合わせのうえご参列いただき
ますようご招待申しあげます。

記

- 一日 時 令和七年八月十五日（金）午前十一時五十分開式
一場 所 富山県民会館 ホール（富山市新総曲輪四―一八）

令和七年六月吉日

富山県知事 新 田 八 朗

No.

46

敬 具

- 追 伸
- 一 マスク着用の有無は、参列者様のご判断でお願いいたします。
 - 二 ご来場の際は本状を受付にお示しく下さい（受付は二階ホール前です）。
 - 三 午前十一時四十分までに受付をお済ませいただき、十一時四十五分までには
ご着席いただきまますようお願いいたします。
 - 四 会場構内駐車場の利用は有料です。
また、駐車可能台数に限りがございますので、ご了承願います。

| | | | | | |
|--|-----------|----|--|---|--------|
| 整理番号 | 928 | | 使途項目* | 01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 | |
| 活動期間 | 令和7年8月29日 | から | 活動の概要* | 自民党富山県議会議員会勉強会 | |
| | 令和7年8月29日 | まで | (内容) 講師 内閣官房デジタル行政改革会議事務局 内閣参事官 鈴木邦夫氏 テーマ 自動運転バス・タクシーの実装加速 | (備考) 自宅→富山駅→東京駅→自由民主党本部→東京駅→富山駅→自宅 | |
| 場所 | | | | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | |
| 鉄道・バス 富山駅-東京駅 往復 | | | 20370 | 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 @37 × km = | | | 0 | | |
| リース車 @18 × 26 km = | | | 468 | | |
| 有料道 | | | | | |
| 駐車場 | | | 1,300 | 計 | 22,138 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること) | | | | | |
| <p>領収書</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2025-8-29 登録番号: T1120001059675</p> <p>金額 ¥20,370 (消費税等込み) 税10%</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 (11156 6枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 富山駅UK62発行 31158-01</p> <p>印紙税申告納付につき大淀税務署承認済</p> | | | <p>Times 領収書</p> <p>タイムズ24株式会社</p> <p>とやマルシェ駐車場</p> <p>0120-72-8924</p> <p>適用税率10%</p> <p>登録番号 T4010001137274</p> <p>25-08-29 05:38</p> <p>精算08-29 14:59</p> <p>駐車時間 9時間21分</p> <p>駐車料金 1,300円</p> <p>割引 0円</p> <p>前払現金 0円</p> <p>釣銭 1,300円</p> <p>NO. 105298</p> | | |

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 10 月 16 日
 決裁 令和 7 年 10 月 17 日
 処理 令和 7 年 10 月 17 日

県外・海外政務活動報告書

令和7年8月30日

会派名 自由民主党富山県議会議員会

会派・議員名

山崎宗良

| | |
|--|--------------------------------|
| 整理番号 | 928 |
| 活動名称 | 自民党富山県議会議員会勉強会 |
| 目的 | 自動運転バス・タクシーの現状と課題を把握する |
| 日程 | 令和7年8月29(金) 日帰り |
| 場所 | 自由民主党本部 |
| 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕 | 東京都千代田区永田町1丁目11-23 |
| 相手方等 | 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局内閣参事官 鈴木邦夫 氏 |
| 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕 | |
| <p>行程・活動内容</p> <p>課題として1. 技術 2. 地元の理解 3. マスコミ対策がある。一番の課題は技術で、交差点で歩行者や車などの障害物で停止した後の対処がうまくいかない場合があるとのこと。また接触などの事故があるとマスコミにセンセーショナルな取り扱いを受けるので、前進しにくいとのこと。</p> <p>トライアンドエラーを繰り返すしかないのが、貴重な経験ととらえ改善していくべきで、日本の実装が遅いのは完璧を求め、100%保証されないと前に進まない。この点は大いに改めるべきである。</p> <p>市町村などでの実証実験ケースをもっと増やし、データを蓄積すねなど、改善を加速させるための予算付けが重要と強く感じた。</p> | |

※日帰りの政務活動を含む。

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | |
|--|----------|--|------------------------|------|--------|
| 整理番号 | 929 | 事業概要* | | | |
| 使途項目 | 03_広聴広報費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | |
| 内容 | | | | | |
| 上記 事業に 要した 経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 | | |
| | ボネクタ 7月分 | 4,312 | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 《合計》* | 4,312 | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 2025/07/31 | | ボネクタ | 本人* | 1回払い | 10,780 |

收受 令和 7 年 10 月 16 日
 決裁 令和 7 年 10 月 17 日
 処理 令和 7 年 10 月 17 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 令和7年9月25日

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者* 山崎 宗良

| | | | |
|---------------|--|----------------------|--|
| 整理番号 | 930 | 事業概要* | |
| 使途項目* | 07_資料購入費 | 01_調査研究費 06_資料作成費 | ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費 |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 |
| | 日本農業新聞 8月分 | 3100 | 口座振替 / |
| | 富山新聞 8月分 | 3880 | 口座振替 / |
| | 日本経済新聞 電子版 7月分 | 4277 | クレジット |
| | 公明新聞 8月分 | 2270 | / |
| | 読売新聞 8月分 | 3800 | / |
| | 《合計》* | 17327 | |
| | 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | |
| 07-08-21 農業新聞 | | *3,100日本農業新聞 | |
| 07-09-02 口座振替 | | *3,880HLCトヤマシブツ | |
| 2025/07/01 | 日経ID決済 | 本人* | 1回払い 4,277 |

8/21
9/2
8/27
8/31

收受 令和 7 年 10 月 16 日
 決裁 令和 7 年 10 月 17 日
 処理 令和 7 年 10 月 17 日

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年8月分(8/01~8/31) 領収日 月 日

| | |
|------|--------|
| 領収金額 | ¥2,270 |
|------|--------|

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)

(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
登録番号:T881083055403-I

住所 富山市経堂149

TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. [REDACTED]



読売新聞 領収書 区域033 全戸0000 お問合せNo. [REDACTED]
登録番号 T6230001013897

お名前 山崎 宗良 様

正印41

7年 8月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|--------|-----------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | 3,800円 | 領収日 年 月 日 |

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0%対象 0円 消費税 0円)
(8.0%対象 3,800円 消費税 281円)



読売センター 上市

所長 吉田 篤 弘

〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10

TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | |
|--|------------------|--|--------------------------|---|-------------------------|
| 整理番号 | 931 | 事業概要* | タブレット・携帯電話料 自動車リース料 FAX料 | | |
| 使途項目 | 09_事務費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | |
| 内容 | | | | | |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備考 | | |
| | タブレット・携帯電話料 6月分 | 6,887 | / | ① | 13,774 × 0.5 = 6,887 円 |
| | 自動車リース料 8月分 | 32,670 | / | ② | 65,340 × 0.5 = 32,670 円 |
| | 通信費 (FAX年間基本使用料) | | | | |
| | R7.4~R7.5 | 1,650 | 19,800*2/12 | Ⓐ | 3,300 × 0.5 = 1,650 円 |
| | R7.6~R8.3 | 8,250 | 19,800*10/12 | Ⓑ | 16,500 × 0.5 = 8,250 円 |
| | 《合計》* | 49,457 | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 2025/07/05 | ソフトバンクM(06かッ) | 本人* | 1回払い | ① | 13,774 |
| 2025/08/27 | カ) オリентコーポレーション | | | ② | -65,340 |
| 2025/07/14 | CCSI EFAX利用国IE | 本人* | 1回払い | | 19,800 |

收受 令和 7 年 10 月 16 日
 決裁 令和 7 年 10 月 17 日
 処理 令和 7 年 10 月 17 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 7月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年6月分(2025年5月21日~2025年6月20日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額(円) | 税区分 |
|----------------|---|---------|-----|
| | * * ご契約期間 * * | | |
| | 基本料 タブレット基本料 [5月21日~ 6月20日] | 3,200 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 通信料 4G LTE i Pad通信@0円 21103914Pkt (通信量合計 21103914Pkt [2.52GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 データシェアプラス | 500 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 300 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services | 650 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 3,153 | |
| | * * ご契約期間 * * | | |
| | 基本料 基本プラン (音声) [5月21日~ 6月20日] | 980 | 10% |
| | 通話料 基本プラン (音声) | 9,140 | 10% |
| | 割引 家族割引 (1,420円 × 100%) | -1,420 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -7,280 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -9 | 10% |
| | 月額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 5,600 | 10% |
| | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,100 | 10% |
| | 通信料 Sメール (MMS) @0円 489Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 29810774Pkt (通信量合計 29811263Pkt [3.56GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) | 9 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 42 | 10% |
| | 通話料 世界対応ケータイ (音声) (日本国内事業者宛) | 1,170 | 対象外 |
| | 通話料 世界対応ケータイ (SMS) (日本国内事業者宛) | 300 | 対象外 |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 8,235 | |
| | * * ご契約電話番号 * * | | |
| | 月額料 あんしん保証パックプラス | 650 | 10% |
| | 端末代 分割支払金/賦払金 | 680 | 対象外 |
| | 計 | 1,330 | |
| | 小計 | 12,718 | |
| | 課税対象額 計 | 10,568 | |
| | 課税対象10% | 10,568 | |
| | 消費税等 計 | 1,056 | |
| | 消費税等10% | 1,056 | |
| | 課税対象外 計 | 2,150 | |
| | ご請求金額 | 13,774 | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

| | |
|--|--|
| <p>(宛先)</p> <p>T9300357 中新川郡上市町正印 41 山崎 宗良 様 お客様ID: [REDACTED]</p> | <p>(差出人)</p> <p>100-0005 / 〒100-0005 Tokyo / 東京都 1-6-5 Marunouchi, Chiyoda-ku / 千代田区丸の内一丁目 6-5 Marunouchi Kitaguchi Bldg. 10F / 丸の内北口ビルディング10F j2 Global Japan YK/j2 Global Japan 株式会社 Registration Number / 登録番号 T2010002052862</p> |
|--|--|

ご請求内容

| | | | |
|-------------|---------|--------|---------|
| 前月請求残高: | | JPY ¥ | 0 |
| ご入金合計額: | | JPY ¥ | -19,800 |
| 当月請求合計額: | | JPY ¥ | 19,800 |
| 10%対象ご利用金額: | JPY ¥ | 18,000 | |
| クレジット / 調整: | JPY ¥ | 0 | |
| 消費税 | 10.000% | JPY ¥ | 1,800 |
| 未払い残高: | | JPY ¥ | 0 |

支払方法: クレジットカード
支払期日: ご指定のカード会社から別途ご請求となります。ご登録いただいているクレジットカードのお支払日に、自動的に引き落とされます。

ご請求明細

| ご利用日 | ご利用内容 | ご利用金額 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 番号: | 81764032844* | |
| 025年7月13日 | 年間基本使用料 | JPY ¥ 18,000 |
| | | 合計 JPY ¥ 18,000 |

この請求書番号、j2グローバルジャパンの商標物です。請求書上の商品説明等の提示は、一切の権利を承継済みが現示網に列挙するものではありません。法的責任は知能
2025年7月13日をもって請求される場合を除き、当該請求書に記載の請求内容が変更されることはありません。当該請求書の他に、お客様への請求額を算出することはConsensus Cloud
Solutions, Inc. の判例規則に準拠し、お客様は各請求書に同意することとなります。また、Consensus Cloud Solutions, Inc. 様との請求額を請求することがあります。

© 2025 j2 Global Japan. 印刷番号: 71196121
j2 Global Japan, Consensus Cloud Solutions, Inc. の登録商標です。

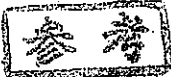
R7年6月～R8年5月までの1年間^{1/2}

R7年度 R7年4月～5月(24月分)
 $19,800円 \times \frac{2}{12} = 3,300円$ — R6年8月27日支払

R7年6月～R8年3月(104月分) ②
 $19,800円 \times \frac{10}{12} = 16,500円$

R8年度 R8年4月～5月(24月分)
 $19,800円 \times \frac{2}{12} = 3,300円$

} R7年8月27日支払



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

| | | | | | | |
|--|------------------------------|----------|--------------|----------|-------------------------|--------|
| 整理番号 | 787 | 事業概要* | タブレット・携帯電話料 | 自動車リース料 | 電話料 | FAX料 |
| 使途項目 | 09_事務費 | 01_調査研究費 | 02_研修費 | 03_広聴広報費 | 04_要請陳情等活動費 | 05_会議費 |
| | | 06_資料作成費 | 07_資料購入費 | 08_事務所費 | 09_事務費 | 10_人件費 |
| 内容 | | | | | | |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備考 | | | |
| | タブレット・携帯電話料 6月分 | 6,634 | *① | / | 13,269 × 0.5 = 6,634 円 | |
| | 自動車リース料 8月分 | 32,670 | *② | / | 65,340 × 0.5 = 32,670 円 | |
| | 通信費(電話5月・6月利用分) | 2,643 | *③ | / | 5,286 × 0.5 = 2,643 円 | |
| | 通信費 FAX R6.4~R6.5 | 1,650 | 19,800*2/12 | *④ | 3,300 × 0.5 = 1,650 円 | |
| | " " R6.6~R7.3 | 8,250 | 19,800*10/12 | *⑤ | 16,500 × 0.5 = 8,250 円 | |
| | 《合計》* | 51,847 | | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | | |
| 2024/07/05 | ソフトバンクM(06ガツ) | 本人* | 1回払い | *① | 13,269 | |
| 2024/08/27 | カ) オリエントコーポレーション | | | *② | -65,340 | |
| 2024/07/14 | GCSI EFAX利用国IE (R6年6月~R7年5月) | 本人* | 1回払い | | 19,800 | |
| R6年6月~R7年3月 *⑤ 16,500円 R7年4月~R7年5月 3,300円 | | | | | | |

收受 令和 6 年 10 月 9 日
 決裁 令和 6 年 10 月 10 日
 処理 令和 6 年 10 月 10 日

(宛先)

〒9300357
中新川郡上市町正印
41
山崎 京良 様
お客様ID: [REDACTED]

(差出人)

100-0005 / 〒100-0005
Tokyo / 東京都
1-6-5 Marunouchi, Chiyoda-ku / 千代田区丸の内一丁目 6-5
Marunouchi Kitaguchi Bldg. 10F / 丸の内北口ビルディング10F
J2 Global Japan YK/J2 Global Japan有限公司
Registration Number / 登録番号 T2010002052862

ご請求内容

| | | | |
|-------------|---------|--------|---------|
| 前月請求残高: | | JPY ¥ | 0 |
| ご入金合計額: | | JPY ¥ | -19,800 |
| 当月請求合計額: | | JPY ¥ | 19,800 |
| 10%対象ご利用金額: | JPY ¥ | 18,000 | |
| クレジット / 調整: | JPY ¥ | 0 | |
| 消費税 | 10.000% | JPY ¥ | 1,800 |
| 未払い残高: | | JPY ¥ | 0 |

支払方法: クレジットカード
支払期日: ご指定のカード会社から別途ご請求となります。ご登録いただいているクレジットカードのお支払日に、自動的に引き落としされます。

ご請求明細

| ご利用日 | ご利用内容 | ご利用金額 |
|----------|--------------|--------------|
| 番号: | 81764032844* | |
| 24年7月13日 | 年間基本使用料 | JPY ¥ 18,000 |
| | 小計: | JPY ¥ 18,000 |
| | 合計: | JPY ¥ 18,000 |

*この請求書は、J2グローバルジャパンの占有物です。請求書上の当該請求書の表示は、一切の権利を保留する旨の示唆に付するものではありません。法的な責任は、同様の請求書によって請求される場合を除き、当該請求書の発行、送信、伝達、またはその他の理由により、当社からの責任を負うものではありません。Consensus Cloud Solutions, Inc. の利用規約に同意し、本請求書の発行を承認することとなります。また、Consensus Cloud Solutions, Inc. からの発行を承認することとなります。



© 2024 J2 Global Japan, Inc. 全著作権所有。本請求書は、J2 Global Japan, Inc. の登録商標です。Consensus Cloud Solutions, Inc. の登録商標です。

R6年6月～R7年5月までの1年間

R6年度 R6年4月～5月 (2ヶ月分)
 $19,800円 \times \frac{2}{12} = 3,300円$

R5年8月29日支払済

R6年6月～R7年3月 (10ヶ月分) ※⑤
 $19,800円 \times \frac{10}{12} = 16,500円$
 R7年度 R7年4月～5月 (2ヶ月分)
 R6年8月27日支払

| | | | | | |
|---|--------------|----------|---|---|---|
| 整理番号 | 1165 | | 使途項目* | 04_要請陳情等活動費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年8月25日 | から | 活動の概要* | (内容)様式の4のとおり (備考)自宅→立山IC→新潟西第一IC→北陸地方整備局→新潟西第一IC→立山IC→自宅 | |
| | 令和7年8月25日 | まで | | | |
| 場所 | 国土交通省北陸地方整備局 | | | | |
| 経費の内容* | | 金額* | 経費の内容* | | 金額* |
| 鉄道・バス | | | 宿泊料 | | |
| タクシー | | | 食事代 | | |
| 航空機 | | | 会費 | | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 460 km = | 8280 | | |
| 有料道 | | | 10800 | | |
| 駐車場 | | | 計 | | 19080 |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。) | | | | | |
| <p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p></p> <p>NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024-024 登録番号：T9010001095716</p> <p>料金所(自) 立山 料金所(至) 新潟西第一 25年 8月25日 10時26分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥5,400-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A11508-258081-962431 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> | | | <p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p></p> <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 新潟西第一 料金所(至) 立山 25年 8月25日 15時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥5,400-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A11508-258081-963934 確</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> | | |
| <p>家用車利用の場合は</p> | | | | | |

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7年 12月 5日
 決裁 令和 7年 12月 8日
 処理 令和 7年 12月 8日

県外・海外政務活動報告書

令和7年10月15日

| | | | |
|--|-------------------|--------|------|
| 整理番号 | 1165 | 会派・議員名 | 山崎宗良 |
| 活動名称 | 第2選挙区北陸地方整備局要望 | | |
| 目的 | 第2選挙支部の地元要望 | | |
| 日程 | 平成7年8月25(月) 日帰り | | |
| 場所 | 国土交通省北陸地方整備局 | | |
| [国名・都市名、施設名、訪問先等] | 新潟市美咲町1丁目1番1号 | | |
| 相手方等 | 高松新潟地方整備局長、各部局長ほか | | |
| [主催者、対応者、参加者、同行者等] | 上田英俊代議士ほか第2選挙区県議 | | |
| <p>行程・活動内容</p> <p>①白岩川の拡幅改良工事着手。今後の見直し</p> <p>②上市町中村の線状降水帯146mmによる土砂災害を受け、大岩川の護岸補強など、国土強靱化による安全基準見直しの要望を行った。</p> | | | |

※日帰りの政務活動を含む。

国土交通省

北陸地方整備局 御中

要 望 書

富山県第二選挙区支部

県土強靱化や地方創生に向けた社会資本整備の促進について

本県においては、令和5年には線状降水帯に伴う大規模な水害が発生し、また令和6年には能登半島地震により家屋や道路などのインフラにおいて甚大な被害を受けたところである。こうした激甚化・頻発化する風水害、豪雪や地震等の自然災害発生が懸念されるなか、県土の安全と安心の確保を推進すべく、「防災・減災」国土強靱化への取組み、併せて、県民の防災意識の向上への取組みも官と民が適切に連携して、県民を挙げて展開することが重要である。さらに、急速に老朽化が進む公共土木施設の点検・措置、補強・改築等による長寿命化対策の促進などを総合的に進めることも重要な課題である。

については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の完遂と、その後継となる「第1次国土強靱化実施中期計画」の確実な実施をお願いするとともに、強靱な県土づくりや観光振興、地域経済の発展に資する下記の「重点要望事項」に伴う社会資本整備の推進を図られたい。

併せて、地域住民の安全・安心を守る公共事業の担い手である地元建設企業における人材の確保、適正な利潤の確保による健全な経営に資するためにも、引き続き安定的・持続的に公共事業予算が確保されるよう格段の配慮をお願いしたい。

令和7年 8月 25日

富山県第二選挙区支部

支部長 上田 英俊

富山県議会議員

鹿熊正一、鍋嶋慎一郎(下新川)

川上浩、谷村一成(黒部)

澤崎豊、寺口智之(魚津)

大門良輔(滑川)

亀山彰、山崎宗良(中新川)

宮本光明、井上学、立村好司(富山第2)

< 重点要望事項 >

1 県土の安全・安心と信頼性を高める道路交通網の確保

- (1) 国道8号「入善黒部バイパス（現道拡幅区間、黒部市古御堂～魚津市江口）」の整備促進
- (2) 国道8号「富山朝日防災」の整備促進
- (3) 国道41号「富山高山連絡道路 大沢野富山南道路及び猪谷楡原道路」の整備促進
- (4) 北アルプス横断道路（富山県一長野県を直結）の調査支援

2 災害に強く強靱な県土づくりに向けた河川関係事業の推進

- (1) 常願寺川（利田日置地区）、神通川（添島地区）、井田川（小泉地区）における洪水氾濫対策の推進
- ✓(2) 黒部川における河道掘削を含め、適切な土砂管理による海岸から上流域に至る総合的な対策の推進

✓3 下新川海岸の整備促進と水防活動の充実

- (1) 富山湾特有の「寄り回り波」や高潮、波浪等による侵食海岸の整備促進
- (2) 水防警報海岸指定区域としての水防活動の充実

4 富山県が進めている防災遺産としての立山砂防の『世界遺産登録』に向けた支援

5 県・市町村が行う道路、河川や災害復旧事業等に関し、予算・財源の安定的な措置など、格段の理解と配慮

6 令和7年度当初予算の適時・的確な執行、併せて補正予算の確保による安定的で切れ目のない工事量の確保

| | | | | | |
|--------|------------------|---------|--|--------------------------------|---|
| 整理番号 | 1166 | | 用途項目* | 01_調査研究費 | 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費 |
| 活動期間 | 令和7年9月6日 | から | 活動の概要* | (内容) 第62回東京上市郷友会総会に出席(様式4のとおり) | |
| | 令和7年9月6日 | まで | | | |
| 場所 | ホテルグランドヒル市ヶ谷 | | (備考) 自宅→(乗り合せ)黒部宇奈月温泉駅→東京駅→ホテルグランドヒル市ヶ谷→東京駅→富山駅→自宅 | | |
| 経費の内容* | | | 金額* | 経費の内容* | 金額* |
| 鉄道・バス | 黒部宇奈月温泉駅→東京駅→富山駅 | | 25040 | ✓ 宿泊料 | |
| タクシー | | | | 食事代 | |
| 航空機 | | | | 会費 | |
| 自家用車 | @37 × | km = | 0 | | |
| リース車 | @18 × | 13 km = | 234 | | |
| 有料道 | 帰路富山〜自宅 | | | | |
| 駐車場 | | | | 計 | 25274 |

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。)

領 収 証

山崎 宗良 様

2025年08月29日
(260906-A00003)

金額 ¥ 25,040 ※

但し 2025/09/06迄

JR券代として

上記の金額正に領収いたしました

Ref.No.0000065219

押印欄

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したもの、
社用印、担当印のないものは無効となります。

2. 金額の頭部以上の表示をいたしております。

富山地鉄サービス株式会社

旅行部 〒930-0858 富山市牛久保15-2
TEL (076) 44-2-3181
FAX (076) 44-2-3181

発行所

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 7 年 12 月 5 日
 決裁 令和 7 年 12 月 8 日
 処理 令和 7 年 12 月 8 日

東京上市郷友会

—第 62 回総会と懇親の集い—

猛暑の候 皆様お忙しくご活躍のことと拝察いたします。
さて、総会と懇親の集いを下記の通り開催しますので、ご
家族・お知り合いの方をお誘いの上ご出席賜りますようご
案内を申し上げます。

日 時 令和7年9月6日 (土)
受付 11:30~/ 開会 12:00~


会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷
新宿市谷本村町4-1
TEL:03-3268-0111

次 第 ・総会議事
・ふるさと近況報告
・懇親会

追伸：来賓としてご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

※ご出欠につきましては、8月15日(金)迄にご返信をお願いいたします。

令和7年7月吉日

東京上市郷友会
会長 野村 敬明
Tel. 

返信時は、この宛こ合つて、
返言月日等と申してくだと、。

県外・海外政務活動報告書

令和7年10月15日

会派名 自由民主党富山県議会議員
 会派・議員名 山崎宗良

| | |
|---|-----------------------------|
| 整理番号 | 1166 |
| 活動名称 | 東京上市郷友会総会 |
| 目的 | 東京上市郷友会総会への参加 |
| 日程 | 令和7年9月6日(土) ~ 令和7年9月6日(土) |
| 場所 | ホテルグランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 |
| 相手方等 | 東京上市郷友会 会長 野村氏ほか約40名 |
| 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕 | |
| 行程・活動内容 令和7年度の総会が行われた。富山県人会役員の参加もあり、赤坂会館の活用をはじめとした情報交換ができた。若年層会員との情報交換は有意義で、Uターンを視野に同郷の友人とのつながりにも期待する。高齢化が顕著で、若年層会員との交流を促進したい。 | |

※日帰りの政務活動を含む。

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | |
|--|----------|--|------------------------|
| 整理番号 | 1167 | 事業概要* | |
| 使途項目 | 03_広聴広報費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | |
| 内容 | | | |
| 上記 事業に 要した 経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備 考 |
| | ポネクタ 8月分 | 4,312 | 10,780 × 0.4 = 4,312 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 《合 計》* | 4,312 | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | |
| 2025/08/31 | ポネクタ | 本人* | 1回払い 10,780 |

收受 令和 7 年 12 月 5 日
 決裁 令和 7 年 12 月 8 日
 処理 令和 7 年 12 月 8 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 令和7年10月15日

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者* 山崎 宗良

| | | | |
|--|--|----------------------|--|
| 整理番号 | 1168 | 事業概要* | |
| 使途項目* | 07_資料購入費 | 01_調査研究費 06_資料作成費 | 02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費 |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額(円)* | 備考 |
| | 日本農業新聞 9月分 | 3100 | 口座振替 |
| | 富山新聞 9月分 | 3880 | 口座振替 |
| | 日本経済新聞 電子版 8月分 | 4277 | クレジット |
| | 公明新聞 9月分 | 2270 | |
| | 読売新聞 9月分 | 3800 | |
| | 《合計》* | 17327 | |
| | 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | |
| <p>7-09-19 農業新聞 *3,100 日本農業新聞</p> <p>7-10-02 口座振替 *3,880 HLCトマンフツン</p> | | | |
| 2025/08/01 | 日経ID決済 | 本人* | 1回払い 4,277 |

9/19
10/2
9/29
9/30

收受 令和 7年 12月 5日
 決裁 令和 7年 12月 8日
 処理 令和 7年 12月 8日

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2025年9月分(9/01~9/30) 領収日 月 日

領収金額 ¥2,270

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 金岡 寛之
登録番号:T8810830554034

住所 富山市経堂1-4-9

TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. [REDACTED]



読売新聞 領収書

区域 033 会戸 0000 お問合せNo. [REDACTED]
登録番号 T6230001013897

お名前 山崎 宗良 様

正印41

7年 9月分

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------------|----|--------|
| 1 読売新聞 朝刊 ※ | 1 | 3,800 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 合計 | | 3,800円 |

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 3,800円消費税 281円)



読売センター上市

所長 吉田 篤弘

〒930-0344 富山県中新川郡上市町森元町10

TEL 076(472)0299



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 山崎 宗良

| | | | | | |
|--|-------------------|--|-------------------------|---------|--|
| 整理番号 | 1169 | 事業概要* | タブレット・携帯電話料 自動車リース料 | | |
| 使途項目 | 09_事務費 | 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費 | | | |
| 内容 | | | | | |
| 上記事業に要した経費 | 経費の内容* | 金額 (円) * | 備 考 | | |
| | タブレット・携帯電話料 7月分 | 8,753 | 17,506 × 0.5 = 8,753 円 | | |
| | 自動車リース料 9月分 | 32,670 | 65,340 × 0.5 = 32,670 円 | | |
| | 名刺印刷代 | 4,840 | 12,100 × 0.4 = 4,840 円 | | |
| | コピー代 7月~9月 | 1,147 | 2,294 × 0.5 = 1,147 円 | | |
| | 《合 計》* | 47,410 | | | |
| 《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。) | | | | | |
| 2025/08/15 | ソフトバンクM(07ガツ) | 本人* | 1回払い | 17,506 | |
| 2025/09/29 | カ) オリエントコーポ レーション | | | -65,340 | |

9/29
9/29
9/5
9/30

收受 令和 7 年 12 月 5 日
 決裁 令和 7 年 12 月 8 日
 処理 令和 7 年 12 月 8 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山崎 宗良 様

発行日 2025年 8月 11日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9912609093

Billing number

請求月 : 2025年7月分(2025年6月21日~2025年7月31日ご利用分)

Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額 (円) | 税区分 |
|----------------|--|----------|-----|
| | * * ご契約期間 [6月21日~7月31日] * * | | |
| | 基本料 タブレット基本料 [6月21日~7月31日] | 4,232 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -1,500 | 10% |
| | 割引 スマ放題 専用2年契約 | -484 | 10% |
| | 通信料 4GLTE iPad通信@0円 35365044Pkt (通信量合計 3.5365044Pkt [4.22GB]) | 0 | 10% |
| | 月額料 データシェアプラス | 661 | 10% |
| | 月額料 ウェブ使用料 | 396 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) | 617 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (617円 × 100%) | -617 | 10% |
| | 月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services | 859 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 3 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 4,168 | |
| | * * ご契約期間 [6月21日~7月31日] * * | | |
| | 基本料 基本プラン (音声) [6月21日~7月31日] | 1,296 | 10% |
| | 通話料 基本プラン (音声) | 24,060 | 10% |
| | 割引 家族割引 (840円 × 100%) | -840 | 10% |
| | 月額料 定額オプション+ | 2,380 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -22,620 | 10% |
| | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -12 | 10% |
| | 定額料 データプラン2GBリハリ無制限 (データシェアプラス用) | 7,406 | 10% |
| | 割引 新みんな家族割 | -1,455 | 10% |
| | 通信料 S.メール (MMS) @0円 1011Pkt | 0 | 10% |
| | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 53880356Pkt (通信量合計 5.3881367Pkt [6.43GB]) | 0 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) | 12 | 10% |
| | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 39 | 10% |
| | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 617 | 10% |
| | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (617円 × 100%) | -617 | 10% |
| | その他 ユニバーサルサービス料 | 3 | 10% |
| | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| | 計 | 10,270 | |
| | * * ご契約電話番号 [] * * | | |
| | 月額料 あんしん保証パックプラス | 859 | 10% |
| | 端末代 分割支払金/賦払金 | 680 | 対象外 |
| | 計 | 1,539 | |
| | 小計 | 15,977 | |
| | 課税対象額 計 | 15,297 | |
| | 課税対象 10% | 15,297 | |
| | 消費税等 計 | 1,529 | |
| | 消費税等 10% | 1,529 | |
| | 課税対象外 計 | 680 | |
| | ご請求金額 | 17,506 | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

山崎 むねよし 様

tp 有限会社



〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1

電話:076-473-1477 FAX:076-473-1478

振込先口座

富山信用金庫 上市営業部 普 0253570 富山銀行 上市支店 普 0368580
北陸銀行 上市支店 普 4109730 アルプス信協 本店 普 1030206
富山第一銀行 上市支店 普 0481143

毎度ありがとうございます。下記の通り納品いたします。

| 商 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------------------------|-----|-----|-----------|----------------|-----------|
| 名刺 4C*4C | 200 | 式 | 55.00 | 11,000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 適格請求書番号 T9230002005858 | | | 税抜 11,000 | 税額 (10%) 1,100 | 合計 12,100 |

領 収 書

No. _____

山崎宗良 殿

令和 7 年 9 月 5 日

金額 ¥ 12,100-

但し
上記金額正に領収致しました

有限会社 **トカハシ印刷**

代表取締役 高橋 晋介
〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印533-1
TEL (076) 473-1477(代)

内 訳
現金
小切手 _____
手形 _____
相殺 _____

係印

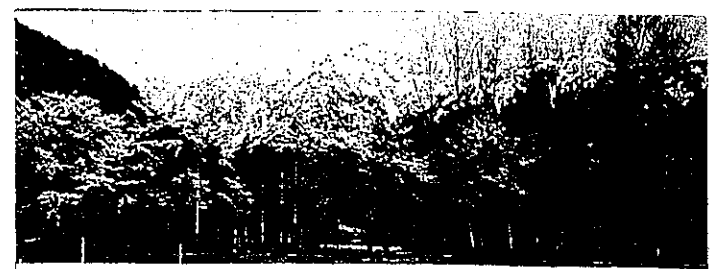
印 紙



自民党

山崎 宗良 むねよし
富山県 議会議員

〒930-0357 富山県中新川郡上市町正印41
TEL: (076)472-6767 FAX (076)403-2844
E-mail: _____
携帯: _____



Muneyoshi Yamazaki
Member of the Toyama Prefectural Assembly
41 Syouin Kamiichi Town
Nakanii Kawagun Toyama 930-0357 Japan
E-mail: _____
mobile phone: _____

